

○令和7年10月15日(水)

開議 午前10時00分

散会 午後4時47分

○出席委員(16名)

委員長	高橋 ひでとし	委員	まじま 隆 英
副委員長	小林 ゆうき	委員	高橋 紀 博
委員	いしかわ まさき	委員	高木 ひろたか
委員	あべ なお	委員	佐藤 さだお
委員	江川 あや	委員	能登谷 繁
委員	駒木 おさみ	委員	金谷 美奈子
委員	皆川 ゆきたけ	委員	高花 えいこ
委員	石川 まさゆき	委員	安田 佳 正

○出席議員(1名)

決算審査特別委員会委員長 杉山 允 孝

○説明員

副市長	菅野 直行	観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹	大久保 啓 子
副市長	梶井 正将	農政部長	林 良 和
総合政策部長	熊谷 好規	農政部次長	富田 康 文
総合政策部次長	小澤 直樹	農政部次長	杉山 利 勝
行財政改革推進部長	浅利 豪	農業センター所長	細矢 美紀子
行財政改革推進部行政改革課長	梶山 朋宏	建築部長	岡田 光 弘
女性活躍推進部長	片岡 晃 恵	建築部建築指導課長	酒井 陽 司
女性活躍推進部次長	松山 由夏	土木部長	富岡 賢 司
経済部長	三宮 元樹	土木部雪対策担当部長	高橋 正 樹
経済部次長	田村 哲也	土木部次長	時田 秀 樹
経済部経済交流課長	住吉 俊彦	土木部雪対策課長	石持 真
経済部経済交流課主幹	小松 一 恵	土木部公園みどり課長	星 孝 幸
経済部産業振興課長	後藤 哲 憲	土木部公園みどり課主幹	和田 光 矢
工芸センター所長	内田 和博	土木事業所長	田中 治 雄
旭山動物園主幹	中田 真 一	土木事業所主幹	今井 謙 一
観光スポーツ部長	菅原 稔	水道事業管理者	佐藤 幸 輝
観光スポーツ部スポーツ推進施設管理・台座担当課長	山内 善裕	監査委員	大鷹 明
観光スポーツ部スポーツ施設整備課長	川原 久 明	監査事務局次長	稲田 英 樹

○事務局出席職員

議会事務局長 稲田 俊 幸
議事調査課主査 長谷川 香 織
議事調査課主査 信 濃 孝 美

議事調査課書記 高 橋 理 恵
議事調査課書記 朝 倉 あゆみ

○高橋ひでとし委員長 ただいまから、決算審査特別委員会総務経済建設分科会を開会いたします。

本日の出席委員は、全員でありますので、これより会議を開きます。

ここで、特に御発言はございますか。

○江川委員 後半部分の資料をお願いいたします。

土木部に、過去10年の除雪費の予算、決算、気象状況、労務単価、燃料単価の推移が分かるものをお願いいたします。

○皆川委員 経済部に、貨物自動車運送事業者支援金の概要の分かるものをお願いいたします。

○能登谷委員 花咲スポーツ公園新アリーナ事業の事業者募集に係る事業方式の決定過程についてが分かるものをお願いしたいということと、もう一つ、雪対策関連事業の予算と決算の増減が分かるもの、割合も含めて分かるものを過去5年に遡ってお願いします。

○高橋ひでとし委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時04分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

ただいま御要求のありました資料につきまして、提出の可否と時期について、理事者に発言を求めるといたします。

○高橋土木部雪対策担当部長 江川委員から御要求がございました過去10年の除雪費の予算、決算、気象状況、労務単価、燃料単価の推移が分かるもの並びに能登谷委員から御要求がございました雪対策関係の過去5年の予算、決算の増減及び割合が分かるものにつきましては、いずれも委員の質疑の前までに提出させていただきます。

○三宮経済部長 皆川委員から御要求がございました貨物自動車運送事業者支援金の概要が分かるものの資料につきましては、皆川委員の質疑の前までに提出させていただきます。

○菅原観光スポーツ部長 能登谷委員から御要求がありました花咲スポーツ公園新アリーナ事業の事業者募集に係る事業方式の決定経過の分かるものの資料につきましては、能登谷委員の御質疑前までに提出いたします。

○高橋ひでとし委員長 ただいま御要求があり、提出可能な資料につきましては、決算審査特別委員会の資料といたしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

それでは、昨日に引き続き、認定第1号の分担部分のうち総務常任委員会所管分及び認定第4号の以上2件を一括して議題といたします。

ここで、昨日の分科会での高橋紀博委員の質疑に対する答弁について、理事者から発言の申出がありますので、これを許すことといたします。

○浅利行財政改革推進部長 昨日の本分科会におけます高橋紀博委員のふるさと納税推進費に係る質疑の中で、クラウドファンディング型ふるさと納税の目標額及び達成率についての答弁に誤りが

ございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

誤りの内容でございますが、スポーツ推進課で実施をいたしました陸上競技女子やり投げの北口選手のパレードに関するプロジェクトで、目標額2千万円のところで、寄附額が559万24円で約28%と答弁をいたしました。正しくは、目標額1千万円のところで、寄附額が559万24円で約56%の誤りでございますので、訂正しておわびを申し上げます。

今回の誤りにつきましては、当該プロジェクトが2つのサイトで同時にクラウドファンディングを実施しておりまして、目標額の設定の際には、スポーツ推進課と行政改革課の間で両サイトを合わせて1千万円としたところでございますが、答弁の作成に当たりまして、当該目標の設定を失念していたことによるものでございます。

今後、このようなことがないよう正確な答弁に心がけてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○高橋ひでとし委員長 ただいま理事者から答弁を訂正する旨の発言がありましたが、そのとおり訂正することでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 それでは、そのように扱わせていただきます。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○小林委員 皆さん、おはようございます。

朝から機材トラブルということで、委員会室ではなく議場での開催ということで、すっごく緊張しますね。いかに、分科会で使っている委員会室っていうのが、理事者の皆様と距離が近くて、親しみを感じられるかというところを、今、自覚しているところです。ここで質疑を交わすというのがなかなか緊張してしまいますので、皆さんも緊張しちゃうかもしれないんですけど、ちょっとゆっくり話していきたいと思います。よろしくお願ひします。

まずは、2款1項12目男女共同参画活動費の男女共同参画推進費のほうから行きたいと思ひます。

こちら、114万9千269円のうち、男女共同参画苦情処理制度についての決算状況についてお示してください。

○松山女性活躍推進部次長 男女共同参画苦情処理委員の報酬として、予算額2万7千円に対しまして、実績がなかったことから決算額はゼロ円となっております。

○小林委員 予算額2万7千円に対して、決算はゼロということでした。

この苦情処理制度というのを、いまいち、聞きなじみがなくてよく分からないなと思ったので、本制度の目的と概要をお示してください。

○松山女性活躍推進部次長 旭川市男女共同参画苦情処理制度は、市の施策や市民間の問題において、男女共同参画を阻害する事案に対しまして助言や改善要望を行うことを目的に設置された制度でございます。

旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例第25条に基づきまして、非常勤特別職の委員2名が配置され、市の施策に関する苦情やDV、セクハラ等の民民事案にも対応いたします。関係機関との連携を図りながら資料提出や説明を求め、必要に応じて改善の意見を述べることで、

男女平等の推進に寄与する仕組みです。

○**小林委員** ごめんなさい、冒頭でお伝えし忘れていたんですが、これからの全ての質疑に関して、元号を使わずに西暦でちょっとお答えいただきたいなと思っておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

苦情処理制度というのは、男女共同参画を阻害する事案に助言、改善要望を行える、その対象は市の施策等に限らないというものです。

しかし、DV、セクハラ等の民事事案にも対応しますということだったんですが、市でも女性相談を行っていますし、法テラスであったりとか労働基準監督署などなど、その他の機関でも利用できる制度はいろいろあるんじゃないかなと思うんですが、こちらの制度とはどのようにすみ分けられているのか、お示してください。

○**松山女性活躍推進部次長** 旭川市男女共同参画苦情処理制度は、市の施策や市民間の事案において、男女共同参画の観点から課題が生じた場合に、助言や改善の要望を行うことが可能な仕組みです。類似する対応機関としましては、法務局、労働基準監督署、警察署などがあり、それぞれ法的な救済措置や行政指導の役割を担っておりますけれども、本制度は、そうした法的枠組みとは異なり、市民の声を受け止める窓口として対応するものです。

○**小林委員** 法的な解決ではないということなのかなと思います。で、助言や改善の要望ができる、声を受け止める窓口であるということでした。

法務局とか、労働基準監督署とか、DV相談ってなると、個別の、何ていうか、問題に対して対応するという感じなので、この、一応、苦情処理制度というのは、労働問題とか暴力問題とかに限らないことであるとか、男女共同参画に特化しているということ、女性のみを対象にしていないことなどなど、様々な特徴はあるのだと思います。で、声を受け止めることで、まちの中の課題の可視化につながるというところもあるのかなというふうに思うところなんですけど、次に、これまでの対応件数についてお示しいただきたいと思います。

○**松山女性活躍推進部次長** 2003年の条例制定後、制度を開始してから6件の実績でございます。

○**小林委員** 条例制定から22年ほどたつんですが、実績6件ということで、ほとんど利用されていないということが分かりました。

その6件について、どのような相談があつて、どのような対応をしてきたのか、お示しいただきたいと思います。

○**松山女性活躍推進部次長** 6件のうち、男女共同参画に係る市の施策についての苦情が1件、男女共同参画を阻害すると認められるものが5件、その5件のうち4件がセクシュアルハラスメントに関するもの、1件がその他で、市のホームページで掲載しております。

なお、申出があつた時期が、2003年度から2006年度であり、当該文書について、保存期間満了に伴い、既に廃棄済みでありますことから、各案件の詳細につきましては承知していません。

○**小林委員** 文書を廃棄しているため、各案件の詳細は分からないということだったんですが、これ、保存年限が経過してしまって廃棄しているということなんですけど、経過した文書っていうのを必ず廃棄しなきゃいけないものなんじゃないですか、教えてください。

○**松山女性活躍推進部次長** 旭川市事務取扱規程におきまして、保存期間の経過した文書は、歴史的資料として総務課に移管するものを除き、原則として廃棄するとされておりまして、当該文書についても原則どおり事務処理を進めたものでございます。

○**小林委員** 原則廃棄ということ、理解はしたんですが、過去の記録が一切ないと、今後申出があったときに手探りで対応になっちゃうんじゃないかなと思ったりもします。

対応に関しては、事務的な文書として処理してしまうのも分からなくはないんですけど、条例があって使った制度ということで、その記録がないとよくなかったんじゃないかなと思ったりもします。何らかの形で、対応記録、事務文書は処分してしまったとしても、それ以外の2次的な記録という形でもよかったんで、何らかの形で対応記録を残しておけなかったのかなというふうにも思うんですが、こちらについて認識を伺いたいと思います。

○**松山女性活躍推進部次長** 正式な文書が残っていない状況においては、過去のデータが正しいものかどうかの判断が難しく、データとして保存していくことには課題が多いものと考えております。

長期間活用がなかった制度であり、実際に申出があった際には、過去に対応した職員がもう当課におりませんことから、御指摘のとおり状態になるっていうのは想定されます。そのため、本制度の適切な運用に向け、旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例施行規則に基づきまして、手順等を再確認し、進めてまいります。

○**小林委員** 手順等の再確認と、もちろんなんですけど、次の申出に備えて、マニュアルの整備であったりだとか情報の引継ぎ体制の構築など、もちろんこの制度をずっと運用していくつもりなのであれば、そういったことをぜひ検討していただきたいなというふうに思うところです。

また、先ほど話したように、様々、特徴がありまして、まちの課題の可視化にもつながるんじゃないかなと思うところです。この苦情処理制度が使われていないからといって、決して、旭川が男女平等、男女共同参画が実現されたまちになったというわけではもちろんないと思うんですね。当然、その需要がないわけではないんじゃないかなというふうにも思うんです。ただ、実際は、ほとんど利用されていないというか、もう全く利用されていないというか、もはや制度が休眠しているような状態と言えるんじゃないかなというところで、非常に残念だなというふうに思います。

この制度の存在自体、知らないという市民も多いんじゃないかなと思うんですね。制度自体は、旭川市の施策に対しても苦情を言えるということだったんですけど、私、当選してすぐの決算、2年前の決算の質疑ですかね、保育士の婚活事業について質疑を行ったんですけど、すごくジェンダー平等っていう視点が欠けている制度だったんじゃないかというのを質問させていただいたんですが、やはり、その制度を知ったときって、一市民だったんですね。その苦情処理制度を知っていたら苦情を入れたかもしれないなって、議員になって決算の質疑をするっていう形以外で市の取組にきちんと意見を言えたんだなって、ちょっと知っていたかったなというふうにも思うところでした。

存在自体、知らないっていう市民も多いんじゃないかなって思うんですが、周知ってどのように行っているんでしょうか、お示してください。

○**松山女性活躍推進部次長** 本制度につきましては、旭川市公式ホームページにて御案内しているほか、ほかの相談窓口と併せまして、当課作成のリーフレットに掲載しておりまして、当課の事業

や各種会議の場などで配付し、周知をしております。

○小林委員 ホームページで案内している、リーフレットにも掲載しているということだったんですが、苦情処理制度って、何か言葉がよくないなというふうにも思うんですね。苦情処理って、何か、すごいハードル高そうだなとも思いますし、そもそもこの苦情処理制度っていう単語を、この言葉を知らないとなかなか見つけられない。例えば、旭川市、セクハラ、相談とか、旭川市、男女共同参画、相談とか、グーグルとかで検索してみても出てこないんですね。引っかかってこないんです。で、まあ、相談じゃなくて苦情処理制度だからですっていう話かもしれないんですけど、なかなかこの名称っていうのが一般的でないというところもあって、見つけられないなというふうに思っています。

というところで、あと、あさひかわ男女共同参画だより「ハーモニー」っていうのを出していますよね。年1回ですかね。こちらにも掲載がないんですね、この制度っていうのが。ちょっと、制度の広報、不足しているんじゃないかなあと。ちょっと休眠しているんじゃないかっていう話もしていましたけど、使ってもらうことを想定しているのかなって、ちょっと疑問なんですよね。

この広報についてどのような認識かを伺います。

○松山女性活躍推進部次長 御指摘のとおり、年度末に当課が作成し、配付しております情報誌ハーモニーなんですけれども、ここに男女共同参画苦情処理制度の記載をしておりますませんでした。今後は、御指摘いただいたこの「ハーモニー」も含めた広報媒体においても、制度の趣旨ですとか利用方法を漏れなく掲載しまして、より丁寧な発信に努めてまいります。

当課では、女性相談室ですとかLINE相談、今年度から開始しましたみんなのキャリアの保健室など、多様な相談機能を展開しておりますして、それぞれのニーズに応じた支援を通じて、誰もが、性別にかかわらず、安心して暮らせる地域社会の形成を目指しております。今後とも制度の実効性と相談体制の充実に向けて取り組んでまいります。

○小林委員 いろいろ、相談窓口、増えているよという話も今していただいたんですけど、女性相談室、LINE相談、みんなのキャリアの保健室、ただ、この苦情処理制度って、民案件みたいなものでも助言や改善の要望をできるということで、例えば、会社からのセクハラ、まあ、セクハラだと労働局でいいんじゃないかという話もあるんですけど、市のほうで、そういったところ、話を聞き取って要望なりをすることができはするということですよ。

そういう意味では、そのほかの相談室よりは権限が強い、それ以外の労働局とかに比べたら権限が弱いという、なかなか使いどころはどこなのかなみたいな気持ちもあるんですけど、そういうところで、ほかの相談室よりは権限が強い部分もあるので、うまく活用できればいい部分もあるのかなというふうにも思うんですね。

なので、この項目の最後に、今後の活用についてどのような認識をしているのかというところを伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長 条例制定時に本制度を設置し、これまで継続してまいりましたが、女性相談室をはじめ、今年度からのキャリアの保健室など、時代や市民ニーズに即した相談機能の充実に向けてまいりました。これも含めて、現在は、条例制定時に比べて、市役所以外も含めた市民の相談先の選択肢というのは増えたのかなとは思っております。

改めて、各種相談窓口の役割や機能を整理しまして、広報の在り方も含めて検討することで、市

民の皆様がそれぞれの課題に応じた支援を受けられる体制づくりを進めてまいります。今後も、誰もが、性別にかかわらず、安心して暮らし、自己実現を図ることができる住みやすく生きやすい地域社会の形成を目指し、男女共同参画の理念の下、施策の充実に取り組んでまいります。

○**小林委員** 役割や機能を整理しということで、そうですね、私も、今、権限がこれよりは強い、これよりは弱いみたいな話をされていて、実際、具体的にどういうものならここが適切なんだろうというのがなかなか見えにくいんですよ。

ただ、国のほうであつたりだとか都道府県単位でやっているものは、まあ、多くはないですけど、実際、相談というか、苦情処理制度を利用されている方はそれなりにいらっしゃるんですよ。ほかの自治体を見ていると、この施策がちょっと男女平等じゃないんじゃないかっていう苦情が来ていたりだとか、使われている例はいろいろあるというところで、どういうふうに、どういうふうなものが使えるのかっていうところをぜひ整理していただいて、活用につなげていただきたいなと思っております。

この項目については以上となります。

続けて、3款2項1目児童福祉総務費のうち、女性相談つながりサポート事業費の、さらにそのうちの女性の居場所づくり事業について伺いたいと思います。

当選して初めての一般質問、2023年の第2回定例会で女性の支援について質問させていただきました。LINE相談窓口とか設置したらどうですかとか、常設の居場所づくりとか検討してほしいですってお願いしたと思います。ほかにも、いろいろな、皆さん、ほかの議員さんが、居場所づくりのことであつたりとか、LINE相談のことをたくさん質問してくださって、結果的にそのどちらもが実現に至ったということで、とてもうれしいな、女性の居場所づくりに取り組んでくれてうれしいな、ありがたいなというふうに思っておりますが、ちょっと、実際始めると、私の想像していたのとちょっと違うなっていう、いわゆる居場所づくりとちょっと違うかもというふうに思いました。そのため、ちょっとここについて確認させてほしいと思います。

まずは、この居場所づくり事業に関する決算状況と財源についてお示してください。

○**松山女性活躍推進部次長** 本事業は、イベントと相談支援を組み合わせた女性の居場所づくり事業、つながるスペース、その委託料として181万9千400円、事業費のうち4分の3は内閣府の地域女性活躍推進交付金を充当しております。

○**小林委員** 地域女性活躍推進交付金を活用し、4分の3を充当しているということでした。

委託料としては181万9千400円の決算額ということですが、この内訳ですね。この181万9千400円、何に使われているのか、項目ごとの金額というのをお示しいただけますでしょうか。

○**松山女性活躍推進部次長** 内訳の金額というところはちょっと御答弁できないんですけども、その含まれる項目というところで言いますと、報酬ですとか手当、企画だとか人件費に当たるものですか、報償費、出展者や相談員とかいらっしゃいますので、その謝礼的なものですか、あと、需用費、チラシ等ですね。あと、役務費、保険料や広告費等で、あと、会場使用料となっております。

○**小林委員** ちょっと詳細な金額は出せないということだったんですけど、これ、どうして出せないのかなと思ったので、その理由についてお示しいただきたいと思います。

○**松山女性活躍推進部次長** 市の決算においては、委託契約に基づき、委託料として一括計上しておりまして、個別費目は開示しておりませんが、これは地方自治体における委託契約の一般的な取扱いと認識しているところです。

○**小林委員** 最初に言ったとおり、実際に始めると、想像していたものと違ったなあって思っているわけなんですよ。なので、この181万円がどういうふうに使われているのか、知りたいんですよ。

委託契約で一括計上のため個別の金額は開示しておりませんが、これが一般的な取扱いですということで、まあ、理解はするんですけど、一方で、そうすると、委託事業って、どういうふうの内容を精査して、ああ、間違った使い方はされていないねとか、そういう決算認定に至るのかなっていうのがちょっと分からないんですよ。そこは、ちょっと疑問だなというふうに思いますが、続けていきたいと思います。

続けて、本事業の概要と対象について伺いたいと思います。

○**松山女性活躍推進部次長** 居場所づくり事業は、若年層をはじめとする、自身の困難に気づきづらい層に対して、困り事の掘り起こしや緩やかなつながりの創出を通じて適切な支援につなげることを目的としております。加えて、就労への興味、関心を喚起することで、困難な状況に陥らないための環境づくりへの意識づけを図ることも重要な狙いの一つです。

そのため、スキリングをテーマとしたワークショップと相談支援を組み合わせることで、参加者が自らの可能性に気づき、必要な支援にアクセスできるような機会提供を目指しました。

○**小林委員** この事業の対象は、若年層をはじめとする困難に気づきづらい層であると。で、目的は、1つ目、つながりを創出して適切な支援につなげること、2番目に、困難な状況に陥らないように就労への興味、関心を喚起するというので、ちょっと、2番目、よく分からないなとも思うんですけど、そうですね、適切な支援につなげるということ、今、困難な状況に陥っている人を支援につなげるということ、2つ目のほうは予防的な側面、その2つがあるのかなというふうに思っています。

次に、この事業の成果について伺いたいと思います。

○**松山女性活躍推進部次長** 令和6年7月から11月までの3か月間、中心市街地にあるアッシュアトリウムと駅前イオン4階ホールを会場に4回開催し、来場者数は概数で340人です。参加者数は、会場内の目視と、イベント開催後、ワークショップ出展者や相談員、運営スタッフなどに実施したアンケート調査を集計したもので、正確な属性などを把握できなかった場合もありますが、主に学生を中心とする10代が3割、20代、30代がそれぞれ全体の2割で、20代以下が過半数を占める結果となっております。

本事業の実施に当たっては、広く市内高等学校等にチラシを配付するとともに、SNSでも積極的に情報発信に取り組んだこと、また、参加した方の口コミなど、回数を重ねるたびに事業の認知度が上がり、最終回は100人以上が参加しまして、相談窓口や各種支援情報等を広く提供することができました。また、イベント内で、相談員をはじめ、ワークショップブース出展者や運営スタッフに相談した参加者は延べ50人に上り、相談支援としても一定の成果があったと認識しているところです。

○**小林委員** SNSでも積極的に情報発信に取り組んだということで、そのとおりだと思っている

んですけど、ちょっとこの後で指摘できるタイミングがなさそうだなと思うので、1個だけ指摘を交えたいと思うんですが、SNSのほうで、フォロワーを増やすために、この投稿を、このアカウントをフォローしてこれをリポストしたら何々が当たりますみたいな、そういった企画をやっていたと思うんですね。で、それは、スターバックスの券とかコマダ珈琲店の500円券とか、何かそういう感じで、総額、計算してみたら大体3万円ぐらいしかかかってはいないんですけど、何か、それがすごく効果としてどうなのかなって思った部分があって、やっぱり、SNSで懸賞って、旭川市とかでもやってはいると思うんですね。懸賞で、お米、当たりますとか、やっていると思うんですけど、やっぱり、それは、市外というか、旭川市じゃない人にも、たくさんの人に届けるという意味では効果的かなと思うんですが、旭川市の若年女性をメインターゲットとしたイベントですよというときに、SNSで懸賞のようなことをやっていたわけですけど、いろいろ、リポストしている人とか、ちらっと見てみたんですけど、懸賞に応募することを主目的としたアカウントとか、たくさんあったんですね。これって、この人たちがリポストして旭川市の若者に届くのかって、ちょっとそこも疑問だったっていうところもありますし、何か、お金の使い方として、旭川市民でもない方に、リポストしてくれてありがたいって食べ物配るみたいなのが、何かちょっと、本当であったら、居場所づくりに来てくれる女性たちに配れたほうがいいんじゃないとか、何かいろいろ思っていて、何か、それで、実際、効果的に広報できるような、何というか、フォロワーばっかりになるのかなとか、何か、そこら辺、すごく疑問だったんですね。

なので、SNSでの情報発信はすごい大事だとは思っているんですけど、その手法でフォロワーを増やすことがこの事業において効果的かどうかっていうのはちょっと疑問だったなと思ったので、そこだけちょっと指摘させていただきます。

で、成果として、4回実施しました、合計340人来ました、最終回は100人以上来ました、で、20代以下の参加者が過半数を占めました、で、相談につながった参加者は50名でしたということで、すごく数として何か成果ありますというふうに見えますね。

実際、成果なのかなあというふうにも思いますが、一方で、事業の課題と感じたことが何かあれば伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長 事業目的である既存の相談窓口や各種支援を広く周知し、必要な支援につなげることができた一方で、本事業における継続的な支援というのは難しい現状にあります。

今年度は、前年度の課題を踏まえまして、これまでのイベントに既存の居場所を紹介する居場所体験会を組み合わせまして、常設の居場所につなげる取組を進めているところです。場所として居場所を広げる取組の一步ではありますが、この事業を通して若年層を対象とした支援やつながりが広がることを期待しています。

○小林委員 事業における継続的な支援に課題を感じたということでした。で、今年度は、既存の居場所を紹介する居場所体験会を組み合わせた、で、常設の居場所につなげる取組を進めているということなんですが、やっぱり、ここが私のよく分からないところで、市で、居場所づくり、やります、そして、既存の居場所につなげます、居場所がなかったから居場所づくりをしているんじゃないのかなっていう、やっぱり疑問があるんですね。旭川市でそんなに女性の常設的な居場所がたくさんあるっていう認識がなくて、何か、つなげる、居場所につなげる居場所づくりっていうのが、何かこう、どういうことなんだろうと毎回疑問に思うんですね。

で、この件について深掘りするために、これ、居場所につなげる居場所づくりは今年度からみたいですけど、昨年はどういうつもりでやっていたのかなというのが決算の確認だと思うので、昨年の委託業務仕様書について伺いたいと思います。

この仕様書を見てみたんですが、居場所づくりイベントという言葉が記載されているんですね。居場所づくりイベント、居場所づくり事業、居場所づくりイベント、これ、居場所づくりイベントって何だろうとちょっとよく分からなかったので、この居場所づくりイベントという言葉の意味についてお示してください。

○松山女性活躍推進部次長 本事業は、常設の居場所を設けるものではございませんが、数回のイベントを通じて、安心して過ごせる時間や他者とのつながりを感じられる機会を提供するという事を目的としております。物理的な空間の提供にとどまらず、心理的、社会的な自分の居場所を目指すものであり、参加者が孤立せず、必要な支援につなげるきっかけとなるよう、柔軟な形の支援として居場所づくりイベントと表現しております。

○小林委員 ちょっと、私には理解が難しいなと思いました。

続けて、居場所という言葉の認識についても伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長 居場所とは、安心して過ごすことができ、他者とのつながりを感じられる場を指すものと認識しております。

物理的な空間に限らず、相談や交流を通じて孤立を防ぎ、自己肯定感や社会との接点を得られる機会も含めて、広く居場所と捉えております。

○小林委員 今、居場所とは、安心して過ごすことができ、他者とのつながりを感じられる場を指すものと認識していると。で、先ほど、居場所づくりイベントって、そういう言葉は何ですかって言ったときに、同じ答弁なんですね。安心して過ごせる時間や他者とのつながりを感じられる機会を提供することを、イベントを通して提供することを目的としているということで、おおむねこの2つはニアイコールのものなのかな、そういった認識をされているということでもいいのかなあというふうに理解したところです。

次に、委託業務仕様書で、年4回以上の開催、開催に当たり、1か月、間隔を空けることというふうにも定められておりました。こちらは、どうしてそういったことを定めたのか、理由について伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長 本事業の目的は、自身の困難に無自覚な層に対し、自然な形で気軽にイベントに参加することで、困り事の掘り起こしや緩やかなつながりをつくり出し、適切な支援につなげることで、間口を広げるために一定程度の規模のイベント開催としたところです。

そのため、開催頻度は、事業者の運営負担や参加者の定着状況、開催時期の気候、当課の事務体制を総合的に勘案しまして、集客への影響も考慮しまして、1か月、間隔を空けての開催といたしました。

また、今後、参加者のニーズや事業の成果を踏まえ、必要に応じて頻度や内容の見直しを検討してまいります。

○小林委員 イベントという形にすることで、より多くの人に届くと考えたということですね。それには一定の理解ができるかなと思います。

一方で、以前、関東のほうで女性の支援を行っている、居場所づくりをしたりしている団体の話

を伺ったんですが、やっぱり、困難を抱えていたり生きづらさを抱えている女性等は中長期的な関係性というのが重要であるという、すてきなお話をされていたんですね。1回会ったぐらいでは、やっぱり相談しようともならないし、そこを安心して居場所って感じることもなかなか難しいということで、本当に年単位で関わり続けている団体さんだったので、いや、それはすごいことだなと思って聞いていました。

また、同じ道内で同じ交付金を利用して居場所づくりをしている自治体ってあるんですけど、そこでは週1回の定期的な開催をしているんですよ。やっぱり、週1回開催していれば、それなりに頻度が高く会えますし、その中で、居場所感を感じたりだとか、相談につながったりだとか、時には、自分が困難を抱えていて、困難を抱えている友達を連れてくることができるとか、何か、そういった長期的な関わりの中でつくられていくものもあるんだなと思ってるところなんですけど、一定規模のイベントとするために期間を空けることを定めたよという話なんですけど、イベントっていう形にちょっとこだわり過ぎじゃないかなというふうにも思うんですよ。

例えば、年4回だと、たまたまアッシュェへ行って通りがかって、あっ、こんなことやっているんだ、興味あるぞと思ってチラシを見た、だけど、今日は出かけるためにそもそもアッシュェを通ったわけだし、ちょっと今日は参加できないぞ、じゃ、次回行こうかなと思ったときに、もう、それ、1か月先になっちゃうんです。1か月以上先になっちゃうんですよ。その頃にそれを覚えてくれるか、そこに感じた魅力をまだ気持ちの中で持っていてくれるかというところもあると思いますし、1回目に参加しましたとか、3回目に参加しました、で、数回開催してようやくスタッフの方と関係性が少しつくれたっていうところで、はい、4回で事業が終わりですとか、周知がようやく進んで、行こうかなと思ったらもう事業が終わりですって、すごくもったいないよなあって思うんですね。やっぱり、年4回だと難しいところもあるよなって思うんです。やっぱり、そこが、一番最初、課題を伺ったときに出てこなかった、継続的なつながりに課題があるとは言っていたんですけど、何か、回数の見直しというところをもっとしていかなくちゃいけないんだろうなというふうに思いました。

年4回のイベントが、安心して過ごせる、まあ、知らない人たちばかりで、初めて行ったイベントで、その年4回のイベントが、居場所、安心して過ごせる、困り事の掘り起こしにつながる、今、居場所となり得るのか。掘り起こしっていうことは、それなりに関係性をつくって話をして、ようやく困っている、困り事の相談ではなくって、この子って、もしかしたらこういうことに困っているのかなって、こっちが察するためにも時間がかかるものじゃないですか。それって、年4回でできるのかなって、居場所となり得るのかなって、すごく疑問なんですね。

ここについて、ちょっと、市の認識、伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長 本事業は、常設の居場所を提供するものではなく、困難に陥る前段階の女性を含めまして、広く市民に対して相談窓口や既存の支援資源を周知することを目的とした啓発イベントとして位置づけております。そのため、イベント自体が居場所そのものではなく、居場所につながるきっかけや支援情報を知る場として機能することを重視しております。

また、冬季の厳しい気候も踏まえ、参加者の安全や集客への影響を考慮し、まずは、月1回、年4回の開催からスタートをしたところです。

○小林委員 今の御答弁も、先ほどこの居場所づくりの話をしていて、居場所づくりイベントです

よって、で、その居場所づくりイベントって、大体、居場所と、まあ、ニアリーイコールぐらいかなって理解して、多分、間違っていないと思うんです。だけど、今度、啓発イベントとして位置づけていますよって言うんですね。で、イベント自体が居場所そのものでなくという話もありましたが、いや、居場所として、数回、イベントを通して提供、居場所をですね、提供しているんじゃないかなってやっぱり思うんです。答弁を聞いている中で、何かどンドン変化していったような気がしていて、何か、そこが不思議だなと。啓発イベントとなると、また事業の評価というものも変わってくるんじゃないかなというふうにも思います。

で、また、居場所につながるきっかけって言うんですけど、先ほども言ったように、居場所がない、生きづらさを抱えている女性に対し、官民を含めた市内の支援って多くないと思うんですよ。それが多くないから居場所づくりっていう支援が必要だったんじゃないんですかって、それがなかったから事業化したんじゃないんですかっていうふうにも思います。

これ、市としては、まあ、官民を含めた市内の支援ですね。っていうものが十分にあって、だけど、情報が届いていないから啓発をするんですっていう話なのかなと思ったんですが、どういった認識なのか、伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長 御質問の居場所づくり事業につきましては、市内には様々な支援や相談窓口があるものの、それらの情報が必要としている方々に十分に伝わっておらず、結果として利用につながっていないというケースもあるものと認識しております。

しかし、本事業は、単なる周知を目的とするというわけではなく、家庭や学校以外に気軽に足を運べる場として、地域資源を活用し、女性が孤立せず、どこか安心して過ごせる時間を提供することを重視しております。特に、困り事を抱えた若年女性に対しては、当課の女性相談室やLINE相談など、具体的な支援につなげるためのきっかけづくりも本事業の重要な目的の一つです。今後も、女性に寄り添った支援の在り方を模索しながら進めてまいります。

○小林委員 まあ、ちょっと私の理解力の問題かもしれないんですが、どうしても、その居場所、居場所づくりイベント、啓発イベント、居場所につながるきっかけと、何か質問によって答弁が一貫していないように私は感じるんですね。

そこは一旦置いておいて、続けて、委託業務仕様書の目的に、就労への興味・関心の喚起っていう文言が入っています。これを入れた意図についてお示しいただきたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長 困難を抱える若年女性の中には、就労経験が乏しい方や社会との接点が限られる方も多くいらっしゃいます。そのため、イベントの中で就労に関する情報提供や体験的な機会を設けることで将来的な自立への一助となるように、強制的な就労支援ということではなく、関心を持つきっかけづくりとして位置づけています。

○小林委員 この目的のためにどのようなことを行ったのか、具体的に行ったのか、お示してください。

○松山女性活躍推進部次長 ネイルチップ制作やメイク体験、マッサージやカラーセラピーなど、女性の関心が高く、若年層も興味を持てる内容を踏まえたスキリングをテーマとしたワークショップを実施しました。また、ワークショップのほか、職業選択の一つになることを期待し、動物愛護パネル展なども実施し、様々な体験を通して就労に対する意識づけを図りました。

○小林委員 先ほどの答弁で、困難を抱える若年女性の中には就労経験が乏しい方がいらっしゃ

る、就労に対する意識づけもあっていろんなワークショップをしましたという話なのですが、意図は全然理解できなくはないんですけども、これまでも、多分、様々、ほかの議員の皆様が指摘しているかなと思うんですが、何か、市の女性支援って、すごく、女性活躍、女性の起業家とか、就労支援とか、何かそういったところにすごく偏っているんじゃないかなって感じるんですね。

で、居場所づくり事業の中で、そこで関わっている中で、就労支援が必要かも、この人はって思う方がいたときに、そういうときに使える支援って様々あると思うんですね。若者サポートステーションであったりだとか、ジョブカフェであったりだとか、ハローワークとかもそうですけど、いろんな就労支援であったり、就職の制度ってたくさんあるので、居場所の中で関わっている中で、必要を感じたときに、それこそ既存の支援につなげたりとか、そこと連携していくっていうことをすればよいのではないかと。なぜ、この居場所の中で就労支援というのをするのかと、ちょっと、そこがやっぱり分からないです。

また、就労への関心喚起のためにワークショップをやっているよということなのですが、実際に行ってみると、ワークショップができるテーブルしかなかったんですね、私が行ったときは。あんまり何もせずにいられるテーブルというのがなくて、それが会話のきっかけになるからっていうのもすごく分かるんですけど、目的があるから参加しやすいっていう人もいる一方で、何かしていないと滞在できないっていうのが、参加しにくいなって感じる人も多分いるんじゃないかなと思うんですね。生きづらさや困難を抱えた女性が、ただいることができる、ただ休んでいられるという居場所の重要性もぜひ認識していただきたいなと思います。

で、就労支援、就労に対する意識づけというところで、結果として、ネイル、メイク、マッサージなどのワークショップ、カラーセラピーとかをしたということなのですが、女性の関心が高くと答弁はあったんですが、すごい、女性の関心とか就労への固定観念を感じるんですね。そこは、バイアスの強化につながらないように気をつけていただきたいと指摘させていただきます。

これら、様々、課題を感じるのですが、プロポーザルの委託業務仕様書ってどのように検討したんでしょうか。また、これまでいろいろ御指摘させていただきました。この指摘に対する市の認識、あれば伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長 まず、仕様書部分ですが、本仕様書は、当課にとっても初めての事業でありましたことから、他都市での先行事例ですとか地域で活動する関係団体や民間事業者と意見交換を重ねまして、実効性と現実性を踏まえて検討してまいりました。また、契約手続に係る準備期間ですとか当課の人員体制も考慮して、限られた資源の中でできるだけ早く事業を開始できるように、仕様内容を段階的に積み上げて作成したものです。

本事業は、困難な状況にある女性に必要な支援を届けることは重要と考えております。同時に、若年女性がちょっとしたきっかけで困難に直面するリスクというのを少しでも減らし、安心して日々を送れるようサポートすることも重要であると考えております。そのため、就労体験などを通じた経済的な安定っていうのは、女性が自ら選択肢を広げ、意思決定しやすい状況をつくる上でも大切なポイントであるとの認識の下、取り組んでおります。

また、ワークショップのテーマ選定に関しては、多くの女性にとって、参加しやすく、関心を持ちやすい内容を意識して設定しております。ネイルやメイクといったテーマについては、参加者が気軽に楽しみながら取り組めるという点ですとか、自然な会話が生まれやすいという特徴を踏まえ

たものであります。一方で、ジェンダー観の強化につながる懸念もしっかり受け止めまして、参加する皆様の状況やニーズに合わせた多様な支援を工夫してまいります。

○**小林委員** 続いて、次の質問に入りますが、居場所づくり事業の中で相談支援を行っていたと思います。これについて、まず概要をお示しいただきたいと思います。

○**松山女性活躍推進部次長** 毎回、イベントスペース内に相談対応が可能な人員を配置しまして、簡易ながらも相談スペースを設けました。来場者が気軽に立ち寄り、悩みを話すきっかけとなるよう、イベントと相談支援を一体的に実施することで支援へのアクセスを広げることを目的としています。不特定多数の方が通行する開かれた空間で、偶然立ち寄った方にも支援情報を届けられるという利点があります。既存の支援につながっていない方々に対して、支援の入り口となる機会を広げるため、あえて開かれた場所でのイベントと相談支援を同時に実施したところであります。

○**小林委員** まあ、出張相談所みたいな感じかなと思うんですが、相談支援を一緒に行うということ自体は、まあ、いいのかなとは思いますが。

続いて、スペースに来た方、そのイベントスペースに来た方がどのように相談につながるのか、伺いたいと思います。

というのも、相談スペースがあるということがちょっとあまり分かりにくかった、で、相談スペースを使うためにスタッフに話しかけるみたいな、ちょっと、何か、何ていうか、RPGスタイルだねみたいなことを言っている方がいらっちゃって、確かにそうだなと思ったので、どのようなフローで相談につながるのかっていうところを伺いたいと思います。

○**松山女性活躍推進部次長** 出展者を含めたスタッフが必要に応じて声かけをして、相談員につないだり、市の女性相談やLINE相談等をお知らせしておりました。イベントの参加を通じて、家族のことで悩んでいた若年層が相談につながって、継続的な支援を受けることができた事例ですとか、既存の居場所を設置している団体へ橋渡しができたという事例がございました。

こうした実績からも、イベントとして開かれた場での相談支援が支援につながるきっかけとして一定の効果も上げているのかなというふうに認識しております。

○**小林委員** 一定の効果、実際に相談につながって支援を受けることができたということで、それは本当にありがたい、ありがたいと思います。

ただ、ちょっと、相談のフローがやっぱり難しいですね。必要に応じて声かけをしたりという形だったので、必要かどうかっていうのは、やっぱり、ぱっと見で分からないことも多いので、そこは分かりやすいように今後していただきたいなって、気軽に相談できるように相談までのハードルを少しでも減らしていただきたいなと思います。

続いて、去年のその相談支援の場で相談ブースみたいなのがあったと思うんですけど、これ、何でかよく分からないんですが、相談者の顔が通行者に見えるような座り方になっていた、そういう配置になっていた。逆じゃないかなって思うんですけど、やっぱり、困難を抱えていて、例えば、家庭とか学校とか、そういうところに困難を感じているって中で、相談しているのをあんまり通行者に見られたくないなと思うんですけど、これ、何で見えるようになっていたんだろうって、ちょっと不思議なんです。

相談者のプライバシー保護についてどういった認識だったのか、伺いたいと思います。

○松山女性活躍推進部次長 イベント内スペースでの相談支援は、相談者が安心して悩みを話せる環境を整えることが極めて重要であるというふうに認識しております。

昨年度は、会場ですとか相談スペースの構造上、相談者の顔が見える状況であったことを受け止めまして、今年度は、相談スペースについて立てを設置しまして、イベント会場の一角に小さな空間を用意しました。

今後も相談者のプライバシーには十分配慮した環境整備に努めてまいります。

○小林委員 その部分は今年度にはもう解消しているよということで、見に行きたいなと思います。

で、相談対応、先ほど成果を聞いたときに、相談対応を50人しましたということだったんですが、相談はどのような資格を持った人が対応したのでしょうか、お示してください。

○松山女性活躍推進部次長 毎回、相談には、市内で子ども食堂の運営に携わり、地域の子どもや家庭の課題に精通した社会教育士が従事しております。また、毎回ではありませんけれども、弁護士も参加しまして、法的な観点からの助言が必要なケースに対応できる体制を整えました。

○小林委員 毎回、社会教育士の方がいましたよ、たまに弁護士さんもいましたよということでした。相談対応50件、4回なので、1回当たり10件以上、相談対応をしているわけですね。

これって、全員、この社会教育士の方であったり、有資格者の方が対応したんでしょうか、お示してください。

○松山女性活躍推進部次長 資格を持った方のほか、イベント出展者も各ブースにおいて相談対応に当たったものでございます。

○小林委員 イベント出展者なども相談対応に当たったということでした。イベント出展者は、当然、相談対応というのが本業ではないですよ、そうじゃないブースを出展するわけなので。なので、相談に関するとか、資格があるわけではないということだと思んですけど、まあ、専門性が大事なケースもあるとは思んですけど、私自身は、相談対応を行う人って、必ずしも有資格者である必要はないとは思っているんですよ。そうじゃないほうが話しやすいことがあったりとか、支援者だと、何かこう、構えちゃうみたいなのもあると思うので、気軽に話せるという意味で、有資格者が、相談、聞きますみたいな感じで相談に乗らなくていいとは思っているんです。

ただ、ジェンダーのことであったりとか、女性が困難を抱える社会背景みたいなものに一定の理解がある人が対応してほしいなって思うんです。相談内容によっては、そういった視点が欠けた対応をされて傷つくっていうこともきっとあると思うんですね。

で、先ほどワークショップの内容についても指摘しました。ステレオタイプというか、バイアス強化につながるんじゃないですかっていう話をしたんですけど、その社会背景だったり、そのワークショップを出すことによってもたらすかもしれない課題、まあ、強化ですよ。そういった課題っていうのは認識していて、その上で、なお、それが目的に対して効果的であると考えて行っている、自覚的に実行しているというのは問題ないかなと思っているんです。そこは、やっぱり、自覚的にやっているのであればと思うんです。

ただ、事業報告書を以前いただいて、それを読ませていただいたときに、例えば、マッサージ体験についての報告に関してで言うと、それを学ぶことで他人や親を癒やしてあげたいと思う入り口になってほしいって記載があったんです。で、これ、マッサージの出展者の方は、特に、本当に

そう思って、人を癒やしてあげたいと思ってマッサージをされているんだと思いますし、そういうふうに思ってもらいたいなっていうのもすごく分かるんですけど、一方で、家族関係に悩んでいるとか、親のケアにしんどさを感じているとか、すごく不安定な家庭で、ずっとケアの役割を押しつけられてきているとか、そういった方も当然いるわけですよね。そういった方がブースに行って、もし、そういった、これで、お母さんとかお父さんのことをやってあげてねとか言われたり、まあ、言われなかったとしても、会話の中で、そういう家族を癒やしてあげたいって思っているみたいな、何かそういう感じを感じたら、すごいしんどいなあって、しんどいだろうなって思ったんです。

なので、有資格者が行う必要は必ずしもないけれども、認識っていうのは、すごい、非常に重要だと思うんですね。相談対応というか、お話をする方の認識、家族、まあ、困難を抱えている女性への、解像度とか、そういうところってすごい重要だと思うんですね。

で、事業を委託するに当たって、そういった課題を共有したりだとか、研修みたいなことって行ったりしているのでしょうか。

○松山女性活躍推進部次長 昨年度は、事業実施前に研修などは行っておりませんが、関係者が本市の現状などを共に学び、事業目的を共有することは、着実な執行と成果につなげるためにも、御指摘のとおり、大切な視点であります。

今年度は、出展者向けに、ジェンダー平等の視点ですとか困難を抱える女性への配慮のためのマニュアルを作成し、事業実施前にも、市も同席しまして、出展者と重要な情報や留意点を共有する時間を設け、対応の質の向上と意識醸成を図ってまいります。

今後も、事業の趣旨に沿った適切な運営となるよう必要な改善を重ねてまいります。

○小林委員 今年度、マニュアルを作成して対応しているということなので、御対応をいただきありがとうございます。そういった、大きなことではないけれども、小さな態度であったり言葉で傷ついて、もう大人なんか信用できるかみたいな、そういった若者が増えないように、ぜひ配慮いただきたいなと思います。

最後に、ちょっと気になる点を何点か指摘して質問を終えたいと思うんですが、これまで多くの答弁をいただきました。20問ぐらい、もう答弁をいただいている、ありがとうございます。

居場所づくり事業なのに、啓発イベントであり、既存の居場所につなげることが目的ということで、1点目の指摘としては、事業名と目的に違和感があるんですね。居場所づくり事業って言うのに、目的が、何かこう、あっちゃこっちゃ行っているような気がするんです。ので、今後はもう少し事業内容を整理する必要があるんじゃないかなというところを指摘させていただきます。

また、困り事の掘り起こしとか、困難に陥る前の若年女性をつて繰り返し答弁いただいていると思うんですけど、この事業のSNS、見ていると、SNS、こう、名前が書いてあると思うんですけど、そこに放課後や育児中に寄れる場所って書いてあるんですね。放課後って学生ですよね。育児中って言ったら母子ですよね。その中間ってどこに行っているんですかって、やっぱり、その中間こそがつながれていないんじゃないんですかっていうのを、議員になってから、ずっと繰り返し、質疑を通して伝えているところだったので、そこ、空いちやっているんじゃないんですかってところで、まあ、そこは受託事業者さんが書いていらっしゃる場所だとは思いますが、そこ、女性活躍推進部ときちんと認識を共有していただきたいというふうに思うんです。

放課後や育児中に寄れる場所っていう書き方もそうなんですけど、事業自体も、昨年、4回のうち、1回って子ども縁日だったんですね。やっぱり、それも、子どもと母親、母親、まあ、母親ですね。子どもと母親を対象にしている。で、最後の会は、教職員や保護者向けの講演会も同時に開催していたりするんですね。で、市内高校への周知もしましたっていう話をしていたんですけど、教職員や保護者向けの講演会かあって思うんです。何か、すごく想定が子どもや学生未満や母親にちょっと偏っているんじゃないかなと思うんです。

例えば、まあ、学校でいろいろあって学校へ行けていないとか、高校を中退しちゃったとか、そういう方が高校生がいっぱいいるところに来られるかっていったら、来られないかなって、もちろん、中退する前の高校でその同級生と仲よしだったっていう方はまた別かもしれないけど、学校でいろいろあって学校へ行けていないって子が、学生がいっぱい来るところに来られるかって言われたら、難しいんじゃないかなって思ったりもするんです。

で、家族関係に悩んでいて、まちでたむろしていてとか、大人や行政に対する信頼感が低くて、そもそも関わろうとすら思わないとか、そういった若年女性がいて、やっぱり、そういう方こそ、事件であったりだとか性被害、性犯罪に巻き込まれたりするということがありますから、できれば、そういった方にこそ中長期的な関係性が構築できる居場所があってほしいと思っていますし、居場所づくり事業というのであれば、やっぱり、そういったこと、そうですね、今、届いていない層というのも想定した事業づくりをしてほしいと思うんですよね。

公募のプロポーザルでというのも分かるんですけど、委託業務仕様書があるわけですから、そういったところで、まあ、市がどういう認識を持っているのかっていうところ、どういうところを求めているのかというところまで、きちんと共有できるようにしていただきたいと思います。

というところで、最後に、市が本事業を実施するに当たり、市内の女性の、どんなところに、つながれていないかなって課題感を持っているのか、どこにアウトリーチするべきだと考えているのか、ちょっと、最後に改めて問題意識を伺いたいと思います。

○片岡女性活躍推進部長 この居場所づくり事業は、昨年度、私たちも初めて実施しました。4回あったうち、私も4回とも行ってみたいと言ったら変ですけど、参加いたしました。

その中の一つを御紹介したいと思うんですが、ある高校生の女の子が、学校の帰りに、1回目、来てくれました。で、私と立ち話をして、また今度あるから来てねと言って別れて、そして、次にも来てくれました。で、だんだんそうやって顔見知りになって行って、そして、実は、とてもやっぱり悩んでいることがあったということが分かりました。で、私だけではなくて、やはり、年頃のお子さんを持つお母さんだったり、それこそ社会教育士の方が中心となって、その子を、そのイベントだけではなくて、自宅に近い居場所に、招待すると言ったら変ですけど、今度遊びにいらっしゃいということで、いろんなことを話すことができるようになりました。

なかなか、初めは、自分のことを自分の言葉で話すことが、きっと緊張もしたろうし、きっと悩みも多かったんだろうと思うんですけども、そうやって毎回同じ人が行くことで、少し、そういう若い世代が相談しやすい、そういう人にも届いたものなのかなっていうふうでは、ありました。

たくさんいろいろ改善したいなという部分もあるんですけども、本市が実施しておりますこの居場所づくり事業というのは、やはり、若い世代で困難に陥る前の段階にある、そういう女性を主

な対象としています。具体的には、やはり、まず家庭、それから学校、それから地域の中で、なかなか自分のことを話せなかったり、そして、孤立感や不安感を抱えながらも、いまだにどうしていいか分からなかったり、支援につながっていない、そういう層に対して、こういうところだったら相談に乗れるよとか、ここじゃなくて、こういうところがあるよとかっていうのを紹介するような存在っていうのを広くお知らせしたいなと思って、既存の居場所の紹介ですとか、実際のイベントの体験を通じていろんな話をしながら、例えば将来の悩み、例えば進学だとか、例えばネイルっていうのも、アルバイトできるよねとか、いろんな、とにかくいろんな話をする、そういうきっかけになっている、そういう場を提供するっていうことを大変大きな狙いとして実施したというところがあります。

こうした背景から、そのイベント性、誰でも、いつでも、ちょっと立ち寄れる、そういうのを重視した構成としまして、参加者に、市役所ではない、市役所の相談というのは、すごく、若い人はなかなか相談に来にくいですので、参加者のハードルを下げるっていう工夫を行って実施したところであります。本当に、御指摘のとおり、イベント形式に対して、なかなか、やはり、逆に参加しづらいという、感じる方もやっぱりいることも承知しています。

また、学校にチラシを配付している点につきましては、在学中の若い世代の中にも、自分が実際にやっぱり第三者から見て困っているんだよっていう、その状況に気づいていない、そういう声を上げづらいという、そういう状況があるというふうに思っているものですから、そうした方に対して、できる限り、こんなところに相談に来たらいいよ、こういう人だったら信頼して相談できるよというところをお知らせすることの手段として、大変有効だなというふうにも認識しています。

一方で、学校に通っていない方で、既に困難な状況にある方への支援というのも大変大切だというふうに考えており、十分認識もしているんですが、その方々に対しては、LINE相談などの事業も通じてアプローチできるように努めているところでございます。

本事業は、限られた財源の中で、広くその目的を果たすための啓発的な取組でありますし、全ての人にとって満足いくという、その啓発をできているかといったら、必ずしもそうじゃない部分というのもありますけれども、そういう満足度の高い内容にするというのは、本当に私たちの中でも目標として理想とはしていますけれども、現実的には、一つ一つ段階的に、それともう一つ、多層的に、いろいろな視点からの支援っていうものの構築が必要であるというふうに考えています。

今回、御質疑でいただいた委員の御意見も踏まえまして、事業の在り方というのを丁寧に検討を重ねて、より多くの方に届く支援の形というのを考えてまいりたいというふうに思います。

○小林委員 おっしゃるように、様々な、何というか、多層的な支援の構築は必要だと思っているんですね。で、LINE相談ももちろんあるんですけど、昨日の質疑の中でも出てきたかと思うんですけど、やっぱり、関係性が途絶えてしまった後、もうつながりようがなかったりするということもあります。それは、居場所づくりでも同じだと思うんですね。

なので、多くの若年女性が、いろんな形でやっぱりつながれるようにということを考えていただきたいというのがありますし、やっぱり、学生さんが、今後、困難を抱えるかもしれないからとか、今、困難を抱えているかもしれないからアプローチするんだ、それは、本当に何も間違っていないで、正しいことだと思うんですけど、そうじゃなく、見えていない部分というところもあるんじゃないか、そこにも目を向けていただきたいなというところだったので、そこはもう、ぜひ今後

とも頑張っていたきたいですし、何か協力できることがあれば協力していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

で、ちょっと、ここで女性活躍推進部の皆さんへの質疑を終わりたいと思います。

ちょっと時間がなかなかなくなってきてしまったので、ちょっと急ぎめになりますが、よろしくお願いいたします。

最後の項目ですね、2款1項2目人事管理費の業務改善推進費の中で、AIチャットボットについて伺いたいと思います。

AIチャットボットについては、昔、2023年の第4回定例会ですか、その一般質問で触れています。ちょっと、何というか、チャットボットの使用感、市のホームページを使用するのとあんまり変わらないんじゃないかとか、自分がどんな状態でどんな情報が必要なのかを理解していないと活用しにくいんじゃないですかというふうに指摘しています。一方で、AIチャットボットなので、AIが発達したり、キーワードのひもづけが進むことで精度向上ができるんじゃないか、それに期待していますというふうに述べたと思います。

まず、このチャットボットに関わる決算状況と財源についてお示しいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 チャットボットの運用につきましては、委員の御指摘のとおり、業務改善推進費の中で執行しておりまして、システムの保守管理に要する委託料として29万864円を支出しておりまして、財源は、全額、一般財源となっております。

○小林委員 決算額約290万円ということで、一般財源ということでした。

次に、チャットボットの概要と導入目的について伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 現在導入しておりますチャットボットは、市民向けのものと職員が業務上の質問等に活用できるものの2種類を導入しております。

市民向けのものにつきましては、市のホームページですとか公式LINEを通じて、市民からの問合せに24時間365日対応可能なシステムとして、市民サービスの向上と職員の電話対応に係る負担の軽減を目的に導入したところでございます。

また、職員向けのものにつきましても、業務上、必要な情報の検索ツールとして自分のタイミングで利用が可能となっております。職員間の基本的な業務相談に係る負担軽減を目的に導入したところでございます。

○小林委員 今回、ちょっと市民向けのチャットボットのほうに注目して質疑していきたいと思うんですけど、導入目的は、市民サービスの向上と電話対応に係る負担の軽減ということでした。

このAIチャットボット、どういうシステムなんですか、どのように更新されていくのか、お示しいただきたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 チャットボットは、問合せに会話形式で自動応答するシステムでございまして、問合せ及び応答内容につきましては、各部局が想定した内容が登録されております。更新につきましては、各部局から随時申請を受けまして、管理者であります行政改革課が登録内容を更新していくといった手順となっております。

○小林委員 各部局が想定質問に対する返答、応答をつくって、それを行政改革課のほうで登録、更新していくというものでした。

私、一般質問をしたときに、AIだから学習していくんだろうと思ってお話ししていたんです

ね。だったけれども、実際、手動の更新ということですよ。ということで、AIチャットボットというよりは、キーワードに答える自動応答システムのように感じるんですが、これ、AIチャットボットって言えるんでしょうか。

また、導入時に、学習型とか生成型のAIチャットボットというのは検討したのでしょうか、お示してください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 現在のチャットボットにつきましては、2023年度に公募型プロポーザルにより選定しまして導入したものでございますが、当時からAIチャットボットとしての導入を予定しておりまして、プロポーザルにおけますAI機能としての最低要件を、人が設定したルールに従って受け答えを行うことができるといったことを求めています。現在のチャットボットにつきましては、この要件は満たしているものとなっております。また、その他、AIが使われている機能といたしましては、部分一致でヒットさせられなかった際に、通常は不一致となる質問を、対象のワードがシナリオに入っている場合については、階層に関係なく質問を集めてくるといった機能もございます。

しかしながら、委員のお話のとおり、AIチャットボットとして一般的に想像されるような、質問に対して機械自身が市のホームページ内の情報を見つけ、これに基づいて学習をし、適切な回答を導くことができるといった機能の導入には至っていないところです。

こうしたAIチャットボットにつきましては、QAを一つずつ登録する必要がないため、職員の負担軽減につながるものとも考えておりますけれども、その回答の内容が本当に旭川市の情報として正しいものなのかといった確認をどういったふうにしていくかといった検討も必要と考えているところでございます。

○小林委員 ちょうど、先日、生成AIによる誤情報問題、#——あっ、数字がぱっと出てこなくなっちゃった、ごめんなさい。救急のダイヤルですね。について取り上げたばかりだったので、生成AIによる誤情報問題というのは、懸念は、本当、妥当なものだと思うんですね。

しかし、答弁にあるように、AIチャットボットと言ったときに一般に想像するものとはやっぱり乖離があると思うんです。で、利用者の期待と実際の機能の差っていうのが課題になるんじゃないかなと思うところです。

続けて、市民向けチャットボットにはどのような質問が来ているのか、内容ですね、内訳についてお示してください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 2024年度の実績についてでございますが、利用者数につきましては、期間中の、Cookieと呼ばれるブラウザごとに付与される識別子が重複しないユーザー数でカウントしておりまして、人数が2万3千96人、返答数は、チャットボットとユーザーの会話1往復を1カウントとしておりまして、回数が12万1千277回、利用者の質問をチャットボットが認識して、お役に立てず申し訳ありませんと不一致時の応答以外で回答した割合がトータルで92.2%となっております。

質問が多かった内容といたしましては、主に旭山動物園に関することですか、ごみに関することという結果になっております。

○小林委員 不一致時の応答以外の何らかの返答があったものが92.2%ということで理解しました。しかし、その返答は92.2%だけど、その正答率というのはイコールではないと思われま

す。

この問合せというか、質問に対してきちんと対応できなかった件数というのが分かればお示ください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 対応できなかった件数として把握できておりますのは、最終回答の下に表示されます、問題は解決しましたかといったことに対して、未解決として、いいえが押された件数で言いますと、3千679件となります。これに対して、はいを押した回答数は4千682件となっております。

しかしながら、これらの数値は、はい、またはいいえのいずれかを押した場合にカウントされることから、対応できなかった全ての件数を把握できているわけではないということでございます。

○小林委員 答弁のとおり、解決した、しなかったの回答って任意なので、実態の把握には不十分かなと感じるところです。

質問していった、望む返答を得られないとか、該当しない選択肢しか出てこないという時点で、ブラウザーバックと言っていいのか、戻ってしまって、その先に進まずに終わらせてしまうという方も多いんじゃないかなと思います。

対応できなかったものについては、その後、どのようにフォローしているのか、お示ください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 保守管理業者からは、毎月、未解決数の多い質問、上位10件について実績報告を受けているため、該当する課に回答の修正を依頼してきております。しかしながら、未解決数の多い質問として報告されるのが毎月同じ内容の質問でありまして、具体的に申し上げますと、旭山動物園の行き方を質問されると旭山動物園ホームページのアクセスページに誘導する答えになるんですけれども、これに対して問題が解決しないといったような結果が出されることもありまして、なぜ解決しなかったのか理由が分からない状況でありまして、この中で修正を重ねても未解決数の減少につながらなかったといったことから、現在はその手法を取っておらず、この改善策についてどういったことができるのかといったことを検討している状況であります。

○小林委員 現在その手法を取っていないということなんですけど、毎月、修正依頼をしていたのをやっていないということなんですけど、いつからやっていないんでしょうか。今、どのように対応しているのか、お示ください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 各課への直接の修正依頼につきましては、2024年12月で一旦停止いたしまして、その後は、3か月に1回程度、職員内部のネットワークにございます掲示板で更新の呼びかけと月次レポートの掲示を行っております。また、未解決数の改善と回答の精度を向上させる方法につきましては、職員の負担が少ない手法で何とかできないものかと考えておりまして、現在、保守管理業者と協議を重ねている状況でございます。

○小林委員 まあ、おっしゃっていることは分かったんですが、3か月に一度の呼びかけということで、実質的な改善サイクルが長くなっちゃいますよね。これによって回答精度のさらなる低下につながらないか、ちょっと懸念されます。

回答の精度の向上というのが課題だということなんですけど、対応できた割合、解決数というのは少しずつでも増えているんでしょうか、お示ください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 解決確認によります解決率で見ますと、2024年度の解決率は14.5%に対しまして、2025年の4月から9月までの実績で申しますと、回答率12.9%というふうに数値が低下している状況でございます。したがって、回答精度の向上に課題を感じている状況でございます。

○小林委員 修正頻度の減少が理由かは分かりませんが、実際、解決率は低下傾向にあるということでした。

私自身も結構使うんですが、正直、サイト内の検索をしているのと変わらない使用感だと思ってますね。これについてどのような認識か、お示してください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 チャットボットにつきましては、問合せ内容がはっきりしている場合、先ほども委員から御指摘がございましたけれども、サイト内検索と変わらない使用感かもしれませんけれども、調べたい項目ごとに関連する回答が出てくるシナリオフローでも検索ができるといったふうになっておりますので、自分が知りたい項目だけでなく、それに関連する内容も確認できるといった利点もあるのかなというふうに思っております。

○小林委員 説明は理解できますが、関連する項目として、関連性の低いものが大量に表示されることもあるんですね。それによって、逆に情報を見つけにくいなって思うときもあって、それも課題であると感じます。

実際、これ、目的、問合せ等の負担軽減もあったと思うんですけど、チャットボットの導入によって電話等での問合せが減っているんでしょうか。目的がどの程度達成できているのか、伺いたいと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 今回、24時間365日、問合せができる手段を設けたことで、開庁時間にかかわらず問合せができるようになりました。こういったことから、市民サービスの向上には一定程度つながっているのではないかと考えております。

代表電話で受付した件数について管財課で把握している件数でいきますと、2023年度の件数が16万2千922件で、2024年度が14万5千754件と、1万7千168件減っております。チャットボットにつきましては、2023年の10月から導入していますので、チャットボットの影響もあったのかなというふうにも思うところではありますけれども、実際の相関関係については何とも言えないというような状況でございます。

○小林委員 まあ、実際の相関関係は不明ということで、この数字だったら成果として出していいのに、相関関係は不明ですってことで、非常に誠実な答弁だなと思っております。

ただ、市全体の予算とかで考えると、金額規模って約300万円なので決して大きくはないんですけども、一般財源の年間約300万円という経費であります。利便性向上と職員の負担の軽減につながっているのか、きちんと効果の検証をしていただきたいなと思います。

続けて、伺います。

広報広聴課だと思うんですけど、公式LINEがありますね。で、そこは、情報の発信だけじゃなくて、ごみの分別検索ができるんですよ。鏡って何ごみですかって聞くと出てこないんですけど、鏡って送ると、鏡は何ごみですかみたいな感じで教えてもらえるんですよ。これ、すごい便利だなと思っていて、私、結構使うんですが、チャットボットのほうで、同じように、鏡とか、鏡って何ごみですかみたいなふうに質問しても、何ごみですかじゃなくって、分別の一覧を出せま

すみたくない感じで出てくるんですよ。同じ回答を得られないんです。

で、そもそも、何でごみに関する質問だけ公式LINEで対応しているんだろうって、公式LINEとチャットボットってどんなふうに分けられているのかなあと何か疑問に思ったんですよ。将来的に、チャットボットにも、同様に、鏡と送ったら鏡は何ごみですみたいなふうな同様の返答が出てくるようになるのでしょうか。すみ分け、どうなっているのか、伺いたと思います。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 公式LINEにおきましては、家庭ごみの分別に関する質問に限って、トーク画面に直接入力すると、それが何ごみに該当するかといったことが簡単に検索できます家庭ごみ分別検索機能といったものがございます。委員が御指摘のとおり、ホームページ上のチャットボットでの応答とは異なったものが表示されている状況でございます。

どちらもQAにつきましては所管課の職員が作成しているものですので、市民の利便性を考慮した上で、公式LINEと同じような回答が得られるようにできないか、所管課と協議してまいりたいと考えております。

○小林委員 聞く場所によって回答方法が異なる、同じことでも回答方法が異なるし、似た機能を持つ窓口が複数あってすみ分けが明確じゃないと、誤解が生まれると思うんですよ。で、すごく不便だなと思うんです。こっちはどっちなんだみたいな、この話はどっちでやったら対応してもらえんかなって、分かんなくなっちゃうんですよ。

で、今、そのチャットボットのほうの回答を充実させていくという答弁だったと思うんですけど、そもそも公式LINEの導入のほうが先なんですよ、チャットボットより。で、他自治体では公式LINEにチャットボット機能を合わせているところもあるんです。

導入時にLINEのチャットボットっていうものを検討しなかったんでしょうか、お示してください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 私どものチャットボットの導入の前提といたしましては、その掲載場所を市のホームページをメインとしたものを想定していたことから、LINEのチャットボットについての導入は検討していないところでございます。

○小林委員 続けて、旭川市の公式LINEの登録者数、分かればお示してください。

○梶山行財政改革推進部行政改革課長 公式LINEの友達登録者数につきましては、2025年10月10日現在で3万2千537人となっております。

○小林委員 最後の質問になりますが、ホームページって、アカウント登録の必要はなくて、誰でも利用できるという利点があると思うんですね、ホームページのほうでチャットボットを使えると。そういう利点はあると思うんですけど、利用数、年間2万3千96人ということで、さらに、これはブラウザ単位の延べ人数ですよ。なので、実際の利用者とイコールではないと思うんです。もっと少ない可能性があるかなと思うんですよ。なので、公式LINEの友達登録者数は3万人を超えているわけですから、そういったことを踏まえると、LINE側への統合のほうを利用者の利便性は高い可能性があるんじゃないかと思うんです。

で、これは、LINE側に統合したほうがいいんじゃないですかって話ではなくって、可能性の話をしているんです、それだけなんですけど。いろいろ、こう、質問して行って、様々な課題を感じたので、見直しをする必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、これについての認識を伺って、私の質疑を終えたいと思います。

○浅利行財政改革推進部長 委員さんのほうから、いろいろチャットボットについての課題等の御指摘をいただいたところでございます。

もともとの目的としては、もちろん、業務改善推進費という予算科目から出している関係上、やはり、職員の皆さんに、使いやすい、そして、業務効率の上がるようなチャットボットを導入するということがもちろん目的ではあるんですが、一方で、市民にとってそれが使いづらいものであれば何の意味もないということになりますので、2024年度から3年間の長期契約で、今回、チャットボットを契約しておりますので、今現在使っている最中でございますが、その課題を現在洗い出している状況でございます。で、3年後になった際に、そのままこれを生かしていくのか、それとも、委員さんの御提案のありました、例えば、LINEのチャットボット、こういったものに移行していくのかということについて、現在、検証作業を運用と同時にしている状況でございます。

AIというか、ICTのツールというのは、技術的な部分では日進月歩というような状況でありまして、この1年でもまた新たなものが出てこようかと思えます。そういったものをしっかり我々も追いかけていって、市民にとって、さらには職員にとって利用しやすい、そして、業務改善につながるようなこういったツールというものを今後も探っていきたいというふうに考えております。

○小林委員 予定時間を超過してしまい、皆さん、大変申し訳ございません。

以上で、私の質疑を終えたいと思います。

○高橋ひでとし委員長 他に御質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 他に御質疑がなければ、以上で、認定第1号の分担部分のうち総務常任委員会所管分及び認定第4号の以上2件に対する質疑は終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午後1時00分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

それでは、認定第1号の分担部分のうち経済建設常任委員会所管分、認定第3号、認定第9号及び認定第10号の以上4件を一括して議題といたします。

ここで、休憩前の分科会で江川、皆川、能登谷各委員から要求のありました4件の資料につきましては、委員各位に御配付申し上げておりますので、御確認願います。

資料の説明は必要でしょうか。

(「要りません」の声あり)

○高橋ひでとし委員長 それでは、資料の説明につきましては、省略させていただきます。

なお、資料に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

これより、質疑に入ります。

御質疑願います。

○あべ委員 平仮名4文字、あべなおです。

SNSとかで、結構、私、出しているんですけど、農業婦人として、今年はカボチャの栽培に取り組みました。大体1ヘクタールぐらい栽培させていただいて、春の種まきから、間引きとか、夏

を通して、大体、今、出荷が終わって、直売所を見に行くと、結構、市役所の部長さんたちも何人かお見かけして、私が栽培したカボチャ、私の名前では出荷していませんけど、籠をちらっと見て、買ってくれているなどというふうにもあります。

出荷も大体終わりってことで、今シーズン、去年もやったんですけど、昨年、妊婦だったんで、途中でちょっと農作業を離脱したんですけど、いろいろ、2シーズンやってみて、振り返ってみると、やっぱり、農作業というのはすごい気分転換になったなあというふうに思います。もちろん、それは、私が経営者じゃないってということも当然あるんですけど、やっぱり、こういう農作業が好き人にとっては、もしかしたらストレスが結構軽減されるものなんじゃないかなあとか、来シーズンも、議員活動に支障が出ない程度に——支障が出るようなことがあったら本末転倒ですね。議会は農作業で休んだりしたら駄目ですよと思いますが、支障が出ない程度に来年も農業に携わらせていただくかなあなんて思いながら、マイセンではなく、ノリタケのカップ、動物園限定の公式のマグカップがありますね。あれでお茶を飲みながら、昨日の夜、ちょっと考えたりもしました。

それで、ちょっと質疑に入っていきます。

今回は、農政部のほうにお伺いします。

強い園芸産地づくり支援費についてお伺いします。

令和6年度に実施した園芸作物施設等整備導入支援事業における補助メニューの概要をお示ください。

○杉山農政部次長 令和6年度における園芸作物施設等整備導入支援事業につきましては、大きく分けて3つの補助事業を実施したところで、1つ目は、ハウス内において自動で散水を行い、労働の効率化を図る自動散水システム等の導入支援、2つ目は、夏場の気温上昇により、園芸作物の品質低下や農業者の作業効率の悪化を防ぐ暑熱対策資材の導入支援、3つ目は、高収益作物の生産拡大に資する農業用機械等の導入支援を行いました。

○あべ委員 自動散水システム等の導入支援と暑熱対策資材、それから、生産拡大に資する農業用機械の導入支援と、大きく分けて3つの補助事業を実施したとのことですが、このメニューというのは毎年変わるものなのでしょうか。

○杉山農政部次長 この事業の補助メニューに関しては、農業者や農業関係団体の要望や本市が行う需要調査に基づき、必要に応じて変更しております。

○あべ委員 農業者や関係団体から実際に寄せられた要望や市のニーズ調査に基づいて補助メニューの内容変更を行うとのことでしたが、令和4年度や令和5年度はどのような補助メニューがあったのか、お示ください。

○杉山農政部次長 令和4年度は、耐久性ハウス及び冬期野菜栽培用ハウスの補強資材等の導入支援を行いました。また、令和5年度は、令和6年度と同一メニューで補助事業を実施しております。

○あべ委員 今回、なぜ園芸農家に関するこういった補助メニューについて伺っているのかといいますと、本市の新規就農者の大半が園芸から入ることがあるからです。

その理由として、農家さんから伺っているところでは、お米っていうのが、作付面積が大きくなると採算が取れないそうで、10ヘクタールでは大体赤字、20でとんとんかなあといったようなレベルだというふうにも伺っています。

それだけの規模で水稲栽培を始めようとなると、田んぼで使用する機械はもちろんなんですけど、納屋とか乾燥機といった設備、全部、整える必要があって、そういうのを全部そろえるとなると、初期投資額が億単位の話になってなかなか始められないというふうに伺っています。

新規就農者は、単身者、いわゆる独身であることも多くて、やっぱり人手が欲しいというところもあるんでしょうけど、園芸に関しては、本市の特徴として小規模栽培が挙げられるということですから、設備投資も水稲ほど高額にならないといった理由から始める人が多いとも伺っています。

ここで、伺いますが、過去10年間における新規就農者の就農傾向についてお示しください。

○富田農政部次長 新規就農者についてでございますが、平成27年から令和6年までの過去10年間の新規就農者のうち、新規参入された方は18名となっております。

その内訳でございますが、委員の御指摘のとおり、施設園芸の野菜が最も多く14名、同じく施設園芸の花が1名、そのほかは、お米、和牛繁殖、ハーブがそれぞれ1名となっております。

○あべ委員 じゃ、どうやったらこの新規就農者の人が一人前になるのということで、今、旭川では、2年間の農業研修期間を過ぎた後に独立するということがほとんどであるそうで、その2年間の研修期間は、国の補助金を活用して生計を立てている研修生というのが少なくないということで、しかしながら、2年間、2シーズン研修でやって、いきなり独立っていうのもすごく難しいそうで、栽培技術とか営農に関する指導とか助言というのはまだまだ必要な段階であることのほか、何を作ったら稼げる農業になるのかという知識や情報が少ない場合も多いという現実があるそうです。

新規の就農者全てが地域に溶け込んで農業地帯を形成する一員になれるのかと言われたら、そうではない場合も少なくなく、今、私が述べたような栽培や営農の指導であったり、いわゆる稼ぎ方に関する知識や情報が得られない場合も多いと伺っています。

旭川で新規就農する方は、就農するに当たり、何を作るのかをどのように決定するのか、お示しください。

○富田農政部次長 市内ではおよそ60品目の野菜が作られておりますが、品目によって作られる地域が異なっている状況でございます。

就農希望者の希望する作物が決まっていない場合には、市内での生産状況等を説明いたしまして、農作業体験等も通して品目を決めていただいているところでございます。また、就農を希望する地域がある場合は、その地域で生産されている品目から、自身の想定する営農に合う品目を選定し、該当する地域の農協に相談をしているところでございます。各農協におきましては、その作物について指導できる農家さんを確保できるかと同時に、就農予定地を確保できるかなども考慮した上で受入れの判断をいただいているところでございます。

旭川で野菜を作られている農家さんは、一つの品目のみで営農されている方は少なく、営農の規模や確保できる労働力等を考慮し、複数の品目や品種、作型を組み合わせで営農されているところでございます。就農希望者は、指導農家の下で学んだ品目を主体に、5年間の就農計画を作成し、就農することになります。また、研修を開始する際には、指導農家、農協、地域の農業委員、北海道の農業改良普及センターと旭川市によりサポート体制を整え、合意形成を経て研修を開始してお

り、就農後も、そのメンバーを中心に就農状況を確認し、地域で順調に営農していけるよう支援を行っているところでございます。

○あべ委員 何を作るのかの決定に関するプロセスとして、条件として、生産状況だったり、農業体験、それから、地域とか就農予定地、指導できる農家さんとか、結構、思ったより細かくいろんな項目があるんだなというふうに思いました。

今週、新規就農者の御夫婦からちょっとお話を伺う機会がありまして、早朝から深夜まで働いて、売上げが、大体、年間で、1シーズン1千万円、経費とかいろんなものを差し引いて手元に残るのが500万円ぐらいだということでした。御夫婦でやっているってことなので、単純に2で割ったら1人250万円ということではなかなか厳しいといったお話のほか、市に対しては、多分、市内での生産状況に係る話だと思うんですけど、単に市場価格が安定しているってことのみならず、地域や道内での年間需要であったり、旭川で作ることにどれだけ価値があるのかとか、飲食店の多い本市の特徴を踏まえた需要などといったより具体的な野菜の情報が欲しかったというふうに言っていました。

これに関しては、私も、新規とはいえ、経営者であることに変わりはないので、新規就農者、自分から情報をつかみに行くって姿勢ももちろん大切だということもお伝えさせていただきましたし、旭川で栽培することの価値っていうのを知りたいとも言っていたんですけど、それに関しては、その農業者自身がつくっていくものなんだと思うっていう話はさせていただきましたが、そういう意見が声として市に対してあったというのは事実ということで、今、述べさせていただきました。

答弁の中で、一つの品目のみで営農する方っていうのは少なく、複数、組み合わせて作るよといった話がありましたが、そこで、ベテラン園芸農家さんからいただいた声を御紹介します。

農協の買取り価格が安く、安定しないため、経営が大変と。これは、農協もよくないんだと思うんですね。市はあんまり関係ない。しかしながら、お金も稼ぎたいけど、パートさんの仕事もしっかりつくりたい、少数ロットの作物生産は、手間も経費もかかり、かなり難しいが、自分たちが作った野菜が出荷されて、スーパーなどでお客さんの手に取られ、籠に入れられていくのを見るのが醍醐味だというふうに言っていました。こういったお話を伺って、稼げる農業には何を作るか、どう売るかっていうのがすごく重要なんだなあ実感しました。

令和6年度にも実施した高収益作物の生産拡大に資する農業用機械の導入支援については、何を作れば稼げるかという点に目を向けて、栽培する野菜の選定についても指導や助言をしていくべきではないかと思いますが、見解を伺います。

○杉山農政部長 高収益作物の生産拡大に資する農業用機械等の導入支援については、JAごとに、今後において、地域で、どのような作物を振興し、生産拡大を図っていくかということを協議していただきまして、補助申請の際に導入機械やその対象作物に係る事業計画を策定していただいております。

そのため、本市といたしましては、野菜の選定や今後の振興も含めて、我々よりも専門知識が豊富なJAの意見も伺いながら補助申請を審査し、高収益作物の生産拡大を図っているところでございます。

○あべ委員 今お話がありました高収益作物の生産拡大ということですね。サツマイモも含まれる

と思うんですが、このサツマイモの生産とか出荷に関する農業用機械の導入支援となっていると思いますこの高収益作物生産拡大支援事業、これに関しては、私も非常に高く評価しているところがあります。

SNSを見ていても、サツマイモの栽培だったり収穫の状況を細かく発信している農家さんも増えましたし、ふだん、結構、農家さんのところに訪問すること、多いんですけど、意外と、行くと、出荷していないし、サツマイモ部会にも入っていないけど、サツマイモを作り始めたんだ、うまくいけばもっと多く作って、部会にも入って出荷できるようにしたいんだというようなお話もたくさんいただいて、今後、さらに生産拡大が進み、より一層、市としての支援が求められるのではないかなというふうに思います。

一方で、トマトやチンゲンサイといった、旭川市における生産額が多い園芸作物の生産支援にはビニールハウスが不可欠だと思うのですが、これの補助を令和6年度に実施しなかった理由がありましたらお示してください。

○杉山農政部長 令和6年度にハウスの補助を実施しなかった理由といたしましては、令和2年度から令和4年度の3か年にわたり耐久性ハウスの補助を行い、さらに、令和5年度には、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用してビニールハウスの補助事業を実施したところではありますが、令和5年度において予算額1千470万円に対して執行率が51%となりました。これをもちまして一定の需要は満たしたものと判断したことから、令和6年度においては、一度、ハウスの補助を取りやめ、需要が高まってきた際に改めて補助事業を実施しようと考えたところでございます。

○あべ委員 今、答弁で伺いましたように、執行率が約半分となっている理由が、答弁の中にもあった需要の問題というのも大きく影響してくるものなんじゃないかなと私も思います。

令和5年度は、強い園芸産地づくり事業ではなく、国の物価高騰対策としてビニールハウスの補助事業を実施したとのことですが、今、お隣の鷹栖町で、このビニールハウスの補助額が高いと、この農業かいわいでうわさになっていると農業者から聞いています。これに関しては、トマトジュースの関係で、何か、いろんな栽培するものの諸条件があって、それを満たした場合、町が出している補助に関係団体が補助を上乗せして出すような形っていうふうに伺ってまして、ちょっと本市とは状況が違うのかなあというふうに思います。ただ、鷹栖は補助金額が高いと。今、ハウスを建てるのも高くて仕方がないから羨ましいといった声とかうわさというのは、あつという間に広がるんだなあというふうに思いました。

そういったわけで、近年の急激な物価高騰の中で、このビニールハウスの購入は園芸農家にとって大きな足かせとなっていると考えます。どのくらい、ビニールハウスの購入費用は高騰しているのでしょうか。

○杉山農政部長 国の農業物価統計に基づきますと、物価高騰の影響によりビニールハウスに使用する資材の価格は上昇傾向にあり、農業用ビニールは5年前より31.6%、農業用ポリエチレンは39.3%、硬質塩化ビニール管は43.8%も上昇しております。そのため、ビニールハウスの購入についても、5年前より少なくとも3~4割以上の価格上昇があるものと考えられます。

○あべ委員 今の答弁を聞いて、本当に、何でも、物価、上がったなと思います。昔、コロナ前なんか、スーパーの特売、卵98円でしたけど、今、安くても258円とか238円で、何でもかん

でも上がるんだなあというふうに思いました。

ちなみになんですけど、令和7年度、どのような補助メニューを実施しているのか、お示してください。

○杉山農政部長 令和7年度におきましては、暑熱対策資材及び高収益作物生産拡大に資する農業用機械の導入を支援しております。また、この事業による補助ではありませんが、省力化資材導入支援費において、園芸作物の生産に係る生分解性マルチの導入支援も行っているところでございます。

○あべ委員 答弁にありました生分解性マルチ、これについて、私、過去に質問したこともあります。当時は、こんないいもの、ないなと思って、実際、農作業の効率化とか環境によいと言われていますが、毎年購入の必要性があって、補助の申請にも手間がかかるっていうふうに農業者さんから言われて、そういった声も聞いたりしたこともあったんですけど、自分自身も、去年、今年と農業を体験してみても思ったんですけど、毎年購入するとか、毎年申請って、その手間がちょうど農繁期に差しかかる頃で、とてもじゃないけど、何か、忙しくて手が回らないって言っているのはよく分かるなっていうふうに思いました。農作業自体は、省力化っていうのがスマート農業とかいろんなのでどんどん進んでいるとは思いますが、こういった、何か、細かい、見えない手間っていうのがなかなか省力化されにくい現状があるんだなあというふうなことも実感しました。

それに、やっぱり、毎年毎年、申請して補助金をもらうっていうのが、一部の農家さんから、毎年、お金配っているだけじゃないかっていうふうな声もいただいてしまっていて、実際は、もちろん市としてそんなことはないんですけども、何だか、補助した後の効果といいますか、費用対効果を検証せず、要望があったからっていう理由で消耗品に補助金を出しているんじゃないかみたいな声もいただいてしまったと。

そういったことから、市としてせつかく補助をするのであれば、末永く使用できる機械とか設備の補助だったり、消耗品の中でも比較的長く使用できるビニールハウスなどを補助すべきではないかなと思いますが、見解を伺います。

○杉山農政部長 委員の御指摘のとおり、本市といたしましても、機械や資材の補助については、公費を支出する以上は、耐用年数が長く、長期的に使用していただけるものの導入支援を行うことを念頭に支援事業を実施しておりますが、生分解性マルチにつきましては、農業者や農業関係団体からの強い要望があり、補助事業を新設したところです。

生分解性マルチの導入支援を継続するかどうかにつきましては、今後、関係者と協議してまいりたいと考えております。

○あべ委員 もう、市として、いろんなところから、あれもやってくれ、これもやってくれ、やっぱり、これ、やめれとか、いろいろ大変なんだろうなっていうふうに思います。実際に、私も農家さんを訪問して、1軒隣の農家さんに行っただけで全く要望が違うので、困ったなって思うとき、いっぱいあるので、非常にお気持ちをお察します。

それで、ビニールハウスってさっきから言っているんですが、このビニールハウスというのが、やっぱり園芸農家さんの生産基盤そのものであるのではないかなと思います。物価高騰により、ハウスの新設とか更新というのもままならず、園芸作物の生産を諦めていく農業者もいるというふうにも聞いています。

一般質問で、野菜の生産支援体制について質問した際の答弁にもありましたが、本市の野菜生産額はここ20年で約36%も減少している。これ、いろんな野菜を含めた数字だと思うんですけども、野菜の生産にも、スマート農業とか省力化技術の導入、暑熱対策資材の導入支援をすることも答弁にありました。こういうのは、私が思うに、基礎のキの次の次ぐらしい段階の話で、まず、基礎のキであるビニールハウスにも目を向けていただきたいなと思います。

今後も園芸作物の生産を維持していくために、ビニールハウスの補助を復活させるべきと私は考えますが、見解をお伺いします。

○杉山農政部長 これまで農業者や農業関係団体等の意見を聞きながらビニールハウス等の導入支援を実施してきたところですが、先ほど申し上げましたとおり、当面の需要は満たしたものと判断し、令和6年度及び今年度につきましては実施しておりません。

しかしながら、御指摘のとおり、ビニールハウスは園芸農家の生産基盤そのものであり、減少する本市の園芸作物の生産維持には欠かせない設備でありますことから、農業者や関係団体の意見をしっかりと伺いながら、限られた予算の中ではありますが、ビニールハウス等の導入支援についても検討してまいります。

○あべ委員 今まで市としても最大限の支援をしてきたところだと思いますが、これ以上、本市の野菜生産額とか生産者が減少することがないように、引き続き力強くきめ細やかな支援をお願いしたいと申し述べて、次の質問に行かせていただきます。

次、国際家具デザインフェア旭川について伺います。

国際家具デザインフェア旭川、通称IFDAに係る決算額と事業内容の内訳をお示してください。

○内田工芸センター所長 国際家具デザインフェア旭川2024開催費の決算額は550万円で、全額、国際家具デザインフェア旭川開催委員会への負担金となっております。

○あべ委員 この国際家具デザインフェア旭川、通称IFDAということなんですが、このIFDAのこと、私、実は議員になるまで全く知りませんでした。

昨年、ミラノサローネに市長も行ったかなと思うんですけど、このミラノサローネは毎年開催している。しかし、このIFDAはそうではない。私、結構、今日、インターネットの中継、見てくれているって方が多いんですけど、家具かいわいの人じゃないと、この質問を聞いてくれている方もIFDAのことを知らない人が多いと思うんですよ。

そこで、改めて聞きます。

このIFDAについての概要を教えてください。

○内田工芸センター所長 国際家具デザインフェア旭川、通称IFDAは、3年に一度のトリエンナーレ方式の家具デザインを競う催しとして、今回で12回目の開催となりました。今回の開催を含めて、これまでの応募総数は、世界77の国と地域から9千433点に及びます。応募作品のテーマは木製家具で、新たに創作された未発表の作品に限ります。

審査は、画像による予備審査と家具実物による本審査で行われます。この本審査で使われる実物の作品制作に当たっては、旭川地域の家具メーカーが全面的に協力しており、応募したデザイナーの案を基に短期間で制作する厳しい作業になるのですが、世界各国の豊かな感性や最先端のデザインを吸収し、デザイナーの思いを忠実に再現する技術力、言わば職人の腕を鍛える機会にもなっております。

○あべ委員 今でこそ、旭川家具といえば、椅子とかテーブルとか、おしゃれな、例えばうちだったら、乳歯入れ、歯が抜けた、子どもの歯を入れるやつとか、へその緒を入れるやつとかもあるんですよね、旭川家具で。最近びっくりしたのが、子どもに、リバーシ、欲しいと言われて、リバーシ、全く何だか分かんなくて、ちょっとググったら、オセロ、オセロのことを今どきの子どもはリバーシって言うって、こういうリバーシも、何と、旭川家具の木工のやつで、すごい高いんですけど、ある。私、つつましい主婦なんで、バターケース、買ったぐらいなんですけど、そういうのも何かちょっと丁寧な暮らしをしているような気分になるんで、バターケースを主婦の皆さんにはお勧めします。

昔は、こういうものの需要だったり、そもそも商品としてあんまりなかったんじゃないかなと思います。昔だったら、何か、いわゆるたんすとかドレッサーとか、実家にうちの母がお嫁に来たときに持ってきたような一式、セットがあって、やっぱり、家具っていったらそういうイメージがあったんですけど、現在のこういう形になった I F D A の開催に至る当時の背景というのはどんなものがあつたのでしょうか、お示してください。

○内田工芸センター所長 国際家具デザインフェア旭川は、第1回目を平成2年に開催してございます。当時、昭和から平成という新しい時代に入り、人々の暮らしが変化し、生活様式そのものが変わっただけでなく、今、委員がおっしゃられたような婚礼家具の需要が減ったことにより箱物家具の売上げが減少し、国内のたんすメーカーは相次いで廃業する状況にございました。こうした中で、旭川の家具業界は、需要の変化に対応して、箱物家具だけではなく、椅子などの脚物家具にも力を入れ、より積極的に家具にデザインを取り入れることとし、デザイン力を旭川家具の強みにしていきました。

現在、国際家具デザインフェア旭川の中核であります家具のデザイン性を競う家具デザインコンペティションは、海外からも注目されるイベントにまで成長してございます。

○あべ委員 前の質問にもありましたが、I F D A、3年に一遍ということですね。前回はまだコロナ禍だったのかなと思います。開催にも多くの困難があつたんだろうなというふうに、今、何かいろいろ、歴史と変遷みたいなものを聞いて、思いました。

それで、3年前の決算額っていうのは幾らだったのかということをお示してください。

○内田工芸センター所長 前回、3年前の I F D A についてでございますが、当時、コロナ禍の影響もございまして、開催年を移行したため、令和2年度、それから令和3年度の合計で国際家具デザインフェア旭川開催委員会への負担金は500万円となっております。

○あべ委員 3年前と比較して、今、大分、物価が上昇していると思うんですけども、今回、3年前と比較して50万円の増額だけで開催に至ったというのは、これはこれですごくいいことだなあと、思います。きっと、多くの工夫とかを凝らしたのではないかなと思います。

今回のこの開催は、イタリアのミラノサローネの熱もまだ冷めやらぬ中での開催ということで、より、何か、こう、新しいことをしたほうがいいんじゃないかみたいに考える人も多かつたんじゃないかなあと、思います。

そこで、お聞きします。

前回になかった試みと、前回と今回の来場者数をお示してください。

○内田工芸センター所長 前回と今回の比較でございます。

最終審査と表彰式において、今回、2つ、新たな試みが行われました。1つ目は、最終審査の場で、応募者が、直接、デザインに込めた思いやコンセプトをプレゼンテーションすることにしたこと、2つ目は、表彰式会場においてプレゼンテーションした応募者が並ぶ中で結果が発表され、その後、受賞セレモニーとなりました。そして、その直後に、審査員が登壇する、作品と審査の様子について語るトークイベントへ進行していくものとなりました。

また、IFDAの入賞入選作品展の展示期間を含めた旭川デザインセンターの入場者数は、前回の令和3年は5千177人、今回の令和6年は2万1千417人となっております。

○あべ委員 前はコロナ禍だったってということもあるんでしょうけど、かなり人数が今回は増えたということで、4倍ぐらいですね、4倍も増えたということで、応募者が直接思いをプレゼンしたりできたということで、今まで以上に、作り手の熱というか、温度感が来てくれている方にも伝わったのかなというふうに思います。審査の様子もトークイベントを通して知ることができるというのも、聞いている側としたら、やっぱり自分も参加しているっていう感じがあって、よかったのではないかなというふうに思います。

今回、こういった新たな取組に至った経緯というものがありませんでしたらお示しください。

○内田工芸センター所長 コロナ禍の影響がございまして、前回はリモートでのイベント開催を余儀なくされた場面もございました。

そこで、今回は、リアルにこだわり、直接、その場での盛り上がり共有すること、そして、ドラマチックな展開による興奮と感動を応募者、関係者、観客で分かち合おうとする意図で実施していき、開催委員会で議論された経過がございました。

○あべ委員 ドラマチックな展開による興奮と感動って、何かこう、映画の宣伝みたいな感じで、すごいいいなというふうに思いました。結構、SNSがこんなにいっぱい普及した背景の一つに体験のシェアができることがあるというふうにも言われていて、今回のこの取組、リアルにこだわっている部分はまさにこれのことかなというふうに思います。会場で当事者が体験していることを、いわゆるリアルをシェアする、会場のシズル感をシェアするっていうのは大事だなというふうに私も思います。ぜひ、今度もこういった体験のシェアを感じられる取組を期待します。

それで、これ、優勝すると賞金をもらえるってことなんですけど、この賞金について、今回と前回の金額をお示しください。

○内田工芸センター所長 IFDAの賞金につきましては、最優秀賞であるゴールドリーフ賞が300万円、続くシルバーリーフ賞が100万円、ブロンズリーフ賞が30万円、メイプルリーフ賞が30万円となっております。これらは前回と変わりません。

○あべ委員 最優秀賞であるゴールドリーフ賞が300万円ということで、これを安いと捉えるか、高過ぎると捉えるのかというところなんですけど、ちょっと調べてみたら、台湾国際学生デザインコンペティションというのが今年の5月から7月にかけて開催された。これは、大賞が40万台湾ドル、大体190万円から200万円ぐらいで、ここでは200万円としますが、学生向けのコンペで200万円ぐらいの賞金が出る。IFDAに応募する方って、みんな、世界中で、もうその道何十年もやっているプロですよ。それが100万円の差の賞金なんだっていうふうにちょっと私は個人的に思っていました。

この賞金の金額の妥当性と、ほかの大会の事例についてどう考えるか、お示しください。

○内田工芸センター所長 I F D Aが始まった当初から、最高賞の金額は現在と同じ300万円でございます。諸物価が高騰する中におきましても、従前の額を維持してございます。

他のデザインコンペティションとは、その性格の違いや狙いや目的、開催サイクル、権威づけなどもあり、単純な比較をすることが困難でございます。むしろ、そうした独自性が世界から評価されているとも言えます。金額が安定していることが継続する信用、信頼につながっているものと考えます。

一方、この間、円安が進行したことで、賞金のドルベースでの価値としては低下している状況にございます。

○あべ委員 金額の安定が、継続して安定していることが信用、信頼につながるというのはよく分かりますが、約30年前から始まって、その当初から300万円の賞金だということで、その当時は、300万円、すごくなってしまったと思うんですけど、答弁にありましたように、物価が高騰する中でも、この金額のまま、個人的にはもっとばーんと出してもいいのではないかなというふうに思います。確かに、ほかのコンペとは正確な比較はできない、それは答弁のとおりだと思います。だけど、このI F D Aで最高賞を取ったっていうこと自体が物すごく箔がつく、あのI F D Aかみたいな、ブランド力というか、価値とか、優勝したその人とか企業とか団体の技術とかデザインが確かなものだって証明するっていうか、安心感につながるような、そういう家具業界とか家具かいわいを代表するコンペであってほしいからこそ、もっとばーんとど派手に、賞金、いってほしいなと思いますが、まあ、いろいろあるでしょうね。

先日、家具メーカーさんたちの意見交換の場っていうのにちょっとお邪魔する機会がありまして、そこでいろいろなお話を伺ってこられました。そこで、こういったコンペの場を活用した旭川家具の振興についてというふうなお話がありまして、今回は、このI F D A、国際コンペということで、世界中から応募があって、今回に関しては2万人を超す来場者があったとのことで、それに関しては経済波及効果もすごく大きいものだったんじゃないかなと思います。

で、旭川は、家具とデザインのまちだと知ってもらうこともI F D Aできているわけですし、さっきの答弁でありましたけど、デザイン力を旭川家具の強みにしているわけですから、やっぱり、旭川家具の振興につながるフェア内容であることが大事だと思いますが、見解を伺います。

○内田工芸センター所長 国際家具デザインフェア旭川は、デザイン都市旭川を語る上で欠かすことのできない看板事業でございまして、旭川家具のブランド価値と国際的な認知度を高める大きな役割を担ってございます。

実際に、今月、日本貿易振興機構、ジェトロを通じてオーストラリア、台湾、中国上海から家具のバイヤーをお迎えした際に、先方からI F D Aや旭川デザインウィークの名前が自然に語られるなど、国際的にもその名前が広く知られていることを実感しております。このように、I F D Aは、旭川家具の輸出拡大やブランド発信を支える主要なキーワードであり、その存在が地域の家具産業の振興に確実に寄与していると考えてございます。

今後は、こうしたI F D Aの意義や成果を地域内でもしっかりと共有しまして、ものづくりとデザインの両面から旭川家具のさらなる発展につなげてまいります。

○あべ委員 今の答弁の中に、ジェトロを通じて、台湾、オーストラリアとか、バイヤーをお迎えする商談会の話というのがありましたが、私も、報道で、それ、道新で見ました。先ほど申し上げ

ました意見交換会をした家具メーカーさんのうちの一つから、この前、近々、台湾で行われる商談会に出す家具の、コンテナに入れて発送する作業とか、現地のバイヤーさん向けの台湾の言葉に直したパンフレットの作成で物すごい忙しいってというような、うれしい連絡をいただいて、デザイン力はもちろん、その確かな技術とか品質ってというのが旭川家具としてもっと世界に広まっていったらいいのかなあというふうに、今、思っています。

そういうわけで、この旭川家具のデザイン振興を目的とするコンペとしては、このIFDAがある。その一方で、競技で競うものとして、家具組合主催の旭川木工技能競技大会というのも開催されています。

しかしながら、組合加入の有無とか、入っているとかが入っていないとか、技能検定試験のような、経験年数にとらわれないで、旭川家具自体を振興する取組ってというのはできないのかなあと思いますが、見解を伺います。

○内田工芸センター所長 旭川家具の振興に当たりまして、デザインの創造力を競う国際家具デザインフェア旭川と、木工家具の製作技術を磨く旭川木工技能競技大会が、地域の盛り上がりをつくる上で車の両輪としてそれぞれの役割を果たしております。一方で、御指摘のとおり、様々な機会を通じ、幅広い人材が技能や創意を發揮できる機会を設けることは、旭川家具の将来にとって極めて重要であると認識しております。

このため、当センター、旭川市工芸センターでは、組合の加入、非加入を問わず、若手職人やベテラン、経営層からの参加者を含め、技術講習会やセミナー、受入れ研修、派遣研修、技能五輪出場に向けた訓練などを通じまして、デザインを実現する人材の裾野を広げる取組を進めてございます。引き続き、これらの取組を維持するとともに、家具業界の全体を対象に把握した個別のニーズについて検討をしております。

こうした取組により、経験や所属を問わず、若い世代や多様な人材が旭川のものづくり文化に関わり、次の時代の旭川家具を担う基盤を広げていけるよう努めてまいります。

○あべ委員 私、何で、こんなに家具屋さんに出入りしているかというのと、どっかの定例会か何かで言ったこともあるんですけど、実は、お米、炊いた御飯を入れるおひつをずっと旭川家具で作ってほしいというので、いろんな家具屋さんを回っているんですけど、何か難しいみたいで、技術とか、どこも断られている。しょうがないのかなと思うんですけど、もしおひつが完成した日には、一番初めに連絡いただければすぐに買いに行きたいと思います。

これで、この項目の質問は終わりにします。

それでは、次、行きます。

旭山動物園についてですね。

動物園事業特別会計のうち、施設管理費について、事業内容及び決算額についてお伺いします。

○中田旭山動物園主幹 旭山動物園の施設管理費につきましては、動物園職員の人件費や動物飼育に要する施設の光熱水費や燃料費、動物の餌代のほか、来園者対応や園内維持管理に係る委託料など、動物園の運営管理を行うために日常的に必要な経費として計上しているところであります。

令和6年度の決算額は10億8千326万8千938円となっております。

○あべ委員 私、結構、動物園へ行っていて、結構どころか、昨日の夜、自分の手帳、過去のやつ

を見返していたら、7年前の5月に旭川市に転入してから旭山動物園に行っていない月がないですね。毎月行っていて、子どもが生まれてからは、週に1回ペースで、必ず、15分だけでも行っているという、絶対に市議会のどの議員よりも動物園に行っていると私は自分で思うんですけど、動物園、そういうわけでいっぱい行っているんですけども、うちは子どもが3人いて、どんどん子どもが年数とともに増えていくわけですよ。それで、ベビーカーを借りることってというのが度々あるんです。

何か、ここ近年は、新品同様のベビーカーが園内であって、しかも、それを無料で借りることができて非常に驚いています。園内に保有しているベビーカーの台数と、購入したのであれば、その費用についてお伺いします。

○中田旭山動物園主幹 本園におきましては、現在71台のベビーカーを保有しておりますが、このうち35台については、令和5年度に購入により取得したものであり、経費は207万9千円となっております。

なお、残りの36台につきましては、動物園で御家族連れが楽しく過ごしてほしいとの趣旨により、旭川ライオンズクラブや国際ソロプチミスト旭川からの御寄附をいただいたほか、旭川明成高等学校の生徒が、小さな力でも役に立ちたいと募金活動を行った動物園支援プロジェクトからの御寄附により、取得したものであります。

○あべ委員 私がお借りしたあのかのベビーカーは、皆様からの御寄附だったり、募金活動により用意してもらったものなんだなあと思いました。

このベビーカーなんですけど、利用についてというところで、大体、ベビーカーって、取扱説明書を見ると2歳ぐらいまでのイメージがある、2歳半とかですね。ベビーカーの利用について、本来、いわゆる赤ちゃんから幼児のために利用されるべきと思いますが、園内においては、年齢を問わず、インバウンドの方が時々利用していたり、かなり、小学校高学年ぐらいの年なんじゃないかなあと思う子がびよんと乗っていたりとか、特におトイレとかでそういう場面をよく見ますが、国内の方々でも年齢や用途にちょっとそぐわないのではないかなという利用をしているのを見かけることが度々あります。

こういった利用の仕方は、ベビーカーの故障とか破損につながると私は思うんですけども、動物園ではそのような事実を把握しているのでしょうか。

○中田旭山動物園主幹 ベビーカーの利用状況について、委員が御指摘されるような状況については、頻繁ではないものの、時折見かけることがあるとの報告を受けております。これについては、インバウンドか日本国内の方かを問わず、利用に適した年齢の子だけではなく、年上の子も乗せているケースや、子どもが歩きたいと言って、代わりに荷物を載せているケースなど、様々な状況があると把握しているところであります。

○あべ委員 荷物を代わりに載せるっていうのはうちもあるんですけど、明らかに度を越すような荷物を載せている状況も度々目にして、非常に心配しています。

こういったベビーカーの破損や故障につながるような利用が頻発する場合、動物園としてどのような対応を取るのか、お伺いします。

○中田旭山動物園主幹 現状、本園においては、破損や故障につながるようなケースは発生しておらず、利用者への積極的な説明や注意等は行っていないところでございます。

しかしながら、委員が想定されるようなケースが頻発する場合には、利用者に対し、適正な利用を呼びかけるなど、対応が必要であると認識しております。

○あべ委員 せっかく皆さんの善意でいただいているベビーカーですから、やっぱり、大事に使わなきゃいけないと思うんですよね。今後、こういったベビーカーの適正な利用がなされなければ、修繕や購入に係る財源確保の取組が必要になってくるものと考えます。

道内の事例として、札幌の円山動物園では、利用客の不適切な使用事例があったことなどから、貸出しの有料化に踏み切っています。その貸出しのときには、名前と連絡先を書いてもらうことを求めているほか、使用対象の適齢ですね、2歳までですよとやっていうのを事前に説明することで、利用状況がかなり改善されたというふうに伺ってきました。

旭山動物園においても、せっかく皆様の善意でいただいたベビーカーを長く大切に使い続けるためには、貸出しの有料化に踏み切るべきだと思いますが、見解を伺います。

○田村経済部次長 札幌市円山動物園をはじめ、全国、他の動物園においてベビーカーの貸出しを有料としている事例があることは承知しており、有料化をすれば修繕や購入のための一定の財源確保になるものと認識しております。

一方で、有料化に当たっては、御寄附いただいた団体や学校への理解や同意を得ることはもとより、来園者に対し、新たな費用負担を求めることや、対価を支払うことで不適切な使用を正当化する人が出てくることなども考えられますので、慎重な判断が必要であると考えています。

本園といたしましては、他園とは異なり、急な坂が多く、平坦ではない園内を快適に過ごしていただけるよう、来園者サービスの一環としてベビーカーを無料貸出しとしている事情もありますので、まずは適正な使用を呼びかけ、必要に応じ、注意を徹底するほか、過度に不適切な使用が認められる場合には使用をやめさせるなどの強い対応を取ることで、現状においては、無料での貸出しを継続しつつ、今後の状況を踏まえながら有料化の可否についても模索してまいりたいと思います。

○あべ委員 答弁の中に、対価を支払うことで不適切な使用を正当化するとありましたが、じゃ、払わなければこの不適切な使用を見過ごしていいのかっていうと、きっとそういうわけではないと私は思うんですよね。しつこいようですけど、有料化したほうがいいと私は思います。

円山動物園では、ベビーカー貸出しに当たり、入園受付のスタッフが対応していました。実際に見に行ってみました。それで、別途、人員配置はしていないとも聞いています。

本市においても、円山動物園と同じ状況なのではと認識しています。新たに人員配置の必要性がないとも私は思うんですけれども、そういったことから有料化への対応というのは可能ではないでしょうか、見解を伺います。

○田村経済部次長 本園では、ベビーカーを園内3か所の入園門に振り分けて貸し出してありますが、例えば、東門の建物では、料金を徴収する券売窓口とベビーカーを貸し出す改札口のフロアが異なっているなど、現場で対応する委託業者には、オペレーション上、新たな負担やコストが生じるものと想定しております。

とりわけ、繁忙期であるゴールデンウィークや夏休み期間、1月、2月においては、時間帯によっては入園門での混雑が見込まれるため、スムーズな入園対応を最優先に考えておりますが、有料化に伴う対応がその妨げとならないよう慎重に検討を進める必要があると考えております。

○あべ委員 私もいつも東門から入るんですけども、東門は確かに料金所の券売窓口と貸し出しでくれる改札口の階は別だなあというのは私も分かります。

でも、ベビーカーを借りるときに、そこにいるチケットもぎりみたいな人に、ベビーカーを貸してほしいって声をかけると、意外とべったりくっついて、ベビーカーを広げて乗っけるまで荷物を見ていてくれてとか、全部やってくれて、人、空いているじゃんというふうに思うときもあるんです、大混雑のときは違うんでしょうけど。

そういった点でも何か可能なんじゃないかなというふうには思いますが、先日の本会議でも、入園料の値上げについてっていうの、ちょっと話があったかなと思うんですが、それに対して、経済部のほうで非常に前向きな答弁があったということは、皆さん、覚えていると思います。

財源の確保っていうのは、やっぱり、私、大事だと思っていまして、せっかく皆さんの善意でもらったベビーカーがぼろぼろになってから、いや、どうしようって、新しく買うのか、直すのか、お金、ないとかってなるのは駄目だと思う。きちんと自前で購入とか修繕ができるように備えておくべきだと指摘させていただいて、次の項目に移らせていただきます。

園内中央にサポートセンターなるものが設置されていますが、これは、いつ設置されたんでしょうか、設置目的や設置費用、運営体制についてもお伺いします。

○中田旭山動物園主幹 旭山動物園では、行動展示などをきっかけに、全国各地や海外から急激に多くの来園者が訪れる状況が生じたため、地域の観光情報など幅広い情報提供を行うことを目的に、市の観光課が、平成18年4月に、園内のインフォメーションや観光情報センター、救護所の機能を持たせたサポートセンターを設置したもので、設置費用は348万6千円となっております。

観光ボランティアが配置された時期もありましたが、現在は、救護対応の看護師1名と来園者案内対応を行う委託業者1名の計2名を配置し、運営しているところであります。

○あべ委員 サポートセンターについて、なぜ私がこの存在を知ったかというのが、結構、国内外からお客さん、お友達とかゲストを連れていくときに、いろんな情報を得るのにどこで聞いたらいいかってところでサポートセンターの存在を知ったという経緯があるんですけども、このサポートセンターの建物自体や看板とかが老朽化しているのではないか、何か朽ちているような感じにも見える看板があったりもして、ちょっと存在感というものが示せていないというふうに感じています。

来園者に対して、やっぱり、もっとこう、サポートして、利用してもらえようような修繕をすべきと私は考えますが、いかがでしょうか。

○田村経済部次長 サポートセンターは、設置から20年近くが経過しておりますことから、委員の御指摘のとおり、建物自体の老朽化が進んでいるものと承知しており、今後は随時の修繕が必要になってくると認識しております。

インバウンド需要の増加などに伴う様々な来園者ニーズに対応するため、サポートセンターのさらなる活用につながるよう、観光課とも協議の上、外観等の修繕や改修について検討を進めてまいります。

○あべ委員 このサポートセンター、園内マップを見ないと、来園者が何の建物なのかなっていうのが分かりづらいと思います。逆に、サポートセンターで聞いてくださいとかって言われても、ど

れがサポートセンターなのか、ぱっと見じゃ分かんない。そのくらい、何か、ちょっと老朽化が目立つ。

でも、全部を修繕するとなるとやっぱり予算も相当なものになりますし、なかなか難しいというところで、せめて看板をもっと大きなものにするとか、建物の存在自体を、何かこう、目立つようにするような取組なんかをしたほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○田村経済部次長 サポートセンターにつきましては、来園者がアクセスしやすいよう、多くの方が滞在する園の中央エリアに設置しており、動物園ホームページのほか、ウェブマップ、園内各所に設置している案内看板などにより周知しているところであります。

しかしながら、情報を知りたい方や困っている方などが誰でも速やかにサポートセンターを訪れるためには、表記や案内の仕方においてまだまだ改善の余地があると認識しております。

今後は、サポートセンターの存在を目立たせるような工夫を行い、来園者への周知向上を図るとともに、利便性の向上につながるようサポートセンターの充実にも努めてまいります。

○あべ委員 園内のあちこちに、味のある絵が結構置いてあるかと思うんですけど、結構、それぞれの絵の前で写真を撮っているお客さんというのが多いんですよね。カバのところに、何か、カバの口があーんってなっていて、これが牙ですよみたいな、お口が開いているのがあって、結構、それ、触って、お手々を入れた状態で写真を撮っている子どもとか、すごい見かけるんですよね。せっかくなら、こういった看板とかもフォトスポットになるような看板にしてほしいなと要望して、次の項目に行きます。

動物園で、この夏、ソフトクリームスタンプラリーを実施していましたが、この事業内容についてお伺いします。

○中田旭山動物園主幹 ソフトクリームスタンプラリーにつきましては、来園者が増加する夏休み期間に、動物を楽しんでもらうだけではなく、園内の各売店を巡り、動物園の新たな魅力を発掘していただくことや、リピーターの創出などを目的に、7月26日から9月30日にかけて実施したところであります。

なお、本事業は、本園の提案により、園内の売店事業者で構成する連絡協議会による事業として実施したところであり、本事業に必要な経費につきましては、同協議会により負担しております。

本園としましては、企画打合せに参加したほか、動物園ホームページやSNSでの情報発信により周知などを行ってきたところであります。

○あべ委員 ソフトクリームスタンプラリー、私もしょっちゅう動物園へ行っているんですけど、全部、日本語で案内が書いてある。旭山動物園には多くのインバウンドが来園してまして、割と人数の多いグループで来園している状況というのも頻繁に見られて、お土産もたくさん購入している印象があります。それこそ、ベビーカーにいっぱいお土産を載せています。

私自身も、結構、ゲストをたくさん動物園に連れていって冒頭でもお話ししましたが、今月は、台湾とシンガポールから、友達が、それぞれ現地人が来ますし、年末は埼玉、冬まつりのときにはまたシンガポールとかオーストラリア、埼玉って、結構、いっぱい毎月のように誰かしら来るんですよね。

インバウンドから見た動物園って、動物を見ることとか、もぐもぐタイムとか、ペンギンが歩く

のを見るとか、あと、それから、売店でお土産を買うっていうのが結構メインになっているような感じで、スタンプラリーとかそういう催しがあっても、やっぱり案内がないからちょっと分からないみたいで、もったいないなというふうに思っています。

今回のソフトクリームなんて、日本のソフトクリームの大きさだったら、その日のうちに、6種類ぐらいのたしか食べ比べだったかなと思うんですけど、すぐ達成すると思うんですね。結構、インスタとかで旭山ZOOとかってググったりすると、園内のソフトクリームと写真を撮っているのとかが見えるんですね。

なので、やっぱり、こういう催しも、インバウンドの方にもっと動物園自体を楽しんでもらって、なおかつ、もっとお金を使ってもらえるように、こういうスタンプラリーとかっていうイベントにおいて、インバウンド向けにももっと訴求力の高い周知方法を取ったほうが良いと私は考えますが、いかがでしょうか。

○田村経済部次長 日本国内におけるインバウンド需要の高まりを背景としまして、旭川や周辺エリアにおきましても多くのインバウンドが訪れており、宿泊及び飲食をはじめとして、地域の活性化や経済波及に大きな効果をもたらされているものと認識しております。

本園におきましても、近年では、ペンギンの散歩を実施している冬期開園期間を中心に、アジアをはじめとして、海外から非常に多くの皆様に御来園いただいております。このような状況を踏まえ、新たな魅力発見やリピーターの創出を見込んで実施しております、今回のソフトクリームスタンプラリーのような園内周遊型のイベントにつきましても、インバウンド来園者のさらなる購買意欲や満足度の向上につながるよう、外国語対応を行うなど、内容の充実に向け、検討を進めてまいります。

○あべ委員 今まで以上に世界から愛される動物園になってほしいという気持ちから、今回、このような質問立ちをさせていただきました。よいところいっぱい動物園を目指して頑張してほしいとエールを送らせていただきまして、私の質疑を終わりにします。

○高橋ひでとし委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時02分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○金谷委員 それでは、令和6年度決算の分科会で、経済建設所管分に対して質疑をさせていただきます。

5項目、用意しております。順番に、経済部の創造拠点運営事業費、次に、土木部の公園事業、次に、観光スポーツ部の予備費について、また、次に、建築指導費について、最後に、農業センターについて、順次、行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、7款1項2目の創造拠点運営事業費について伺ってまいります。

まず、事業概要と決算額についてお示しください。

○後藤経済部産業振興課長 創造拠点運営事業は、旭川地域に蓄積されたデザイン人材と産業資源を生かし、デザインで暮らしを豊かにすることを目的としています。

市民、学生、企業、クリエイターが集い、交流と創造を行う拠点である旭川デザインギャラリーの運営管理と、フードフォレスト旭川構想の推進を中心に展開しており、令和6年度の決算額は2千475万6千302円となっております。内訳は、デザインギャラリー管理負担金770万円、デザイン拠点運営負担金263万8千円、地域おこし協力隊経費477万2千768円、フードフォレスト旭川構想補助金964万5千534円となっております。

○金谷委員 令和6年度は不用額が少し多かったように見えます。その理由についてお聞かせください。

○後藤経済部産業振興課長 本事業における不用額は638万1千698円となっておりますが、そのうち、主な要因である地域おこし協力隊の任用についての不用額は562万7千232円となっております。

この不用額が生じた理由は、年度当初の令和6年4月からの任用を目指して募集等を行っていましたが、令和7年3月からの任用となり、当初見込んでいた報償費や活動経費の一部が未執行になったことによるものでございます。

○金谷委員 この事業は特定財源を利用しておりますが、どのような内容なのか、お聞かせください。

○後藤経済部産業振興課長 デジタル田園都市国家構想交付金を940万3千765円、産業振興基金繰入金を385万円、デザイン振興基金繰入金を190万7千円充当しております。

○金谷委員 今お示しいただきましたように、2つの基金から入っているのと、あと、国の補助金を使ったということでもあります。国の補助金、1年目ということでありました。

地域おこし協力隊についてですけれども、採用している理由、また、その効果についてお聞かせください。

○後藤経済部産業振興課長 令和5年11月から、デザインの推進活動等を行う者1名を委嘱しており、旭川デザインギャラリーの運営や情報発信、若手クリエイターとの共同イベント開催や、学生、市民との交流企画の立案等を行ってまいりました。それらの活動がギャラリーの利用促進や認知度向上、地域のデザイン活動の担い手育成という面において一定の成果があったことから、令和6年度においても、より本市のデザイン活動を充実させるべく、1名を増員したところであります。

○金谷委員 デザインギャラリーの運営ということで先ほどお示しいただきましたけれども、これはもうずっと継続しております。新規事業としたこの内容、そして理由についてお聞かせください。

○後藤経済部産業振興課長 令和5年度以前から引き続き実施している取組もありますが、あさひかわ創造都市推進協議会の理念でもあります自然・人・文化で育むデザインの森の創出を、食の分野で具現化するものとしてフードフォレスト旭川構想の推進という新たな要素を加え、創造拠点での活動や取組がより市民の暮らしに密着したものとなるように、新たに創造拠点運営事業費として再構築したことから新規事業としたものでございます。

○金谷委員 今お示しいただきましたフードフォレスト旭川構想、初めて聞きますが、これはどのようなものでしょうか、また、内容と効果についてもお示しください。

○後藤経済部産業振興課長 フードフォレスト旭川構想は、旭川の農産物や食文化をデザインの視

点で再構築し、食を通じて新たな価値を創出する取組で、令和6年度は、デザイン会社K E S I K Iによるブランディング支援も行い、旭川の食文化を市内外に発信いたしました。

具体的には、本市の優位性を生かした他地域との差別化を図るため、取りたて野菜やお米が主役となる朝食に焦点を当て、朝のあさひかわとして各事業を検討し、旭川デザインウィークのオープニングイベントとして「あさいち」を企画し、2日間で約7千300人の来場者があったほか、下國伸シェフによるユネスコデザイン都市旭川会議での特別朝食の提供や朝御飯メニューコンテストなど、地元の高校生、大学生、シェフ、事業者が関わりながら多彩な企画を実施したところでございます。

○金谷委員 フードフォレスト旭川についてですけれども、この点、主要施策の成果報告では、課題、今後の取組については入っておりませんでした。この点はどうなっているのでしょうか、お聞かせください。

○後藤経済部産業振興課長 具体的な事業を進める中で把握した課題ですが、まず、事業を継続的に担う人材の確保と育成が必要であること、そして、関係機関や企業との連携体制を強化し、食、観光、教育等、様々な要素を横断する取組により体系的に進めていくことと認識しております。

そのため、今後は、構想の実現に向けて、イベント等の各種の取組に学生やクリエイター、事業者等の多くの方々の参加を得て、旭川の食文化を地域資源として育てる仕組みづくりを進めてまいります。

○金谷委員 3年間の国の補助金ということで、この後、2年続くということになるわけですが、今回のこの新事業は、デザインギャラリーの運営が主なもの、残りが今のフードフォレスト旭川構想というように見えるわけなんですけれども、ギャラリーの運営費は、一番初めにお示しいただきましたように、市からの負担は1千万円弱、900万円以上ということですが、同じくフードフォレスト旭川構想に費やしたのも同じような金額なんですよね。1千万円以下900万円以上ということで、同じ程度の費用となったこの2つの——1つの事業の中に2つの要素がありますけれども、片や、デザインギャラリーは1年間を通じての管理運営なんですよね。その費用がたった数日のフードフォレスト事業で同じ金額を使っているということが分かっているんですね。

ちょっと、これで、使い方としてどうなのか、バランスが悪いのではありませんか。

○後藤経済部産業振興課長 委員の御指摘のとおり、令和6年度は、フードフォレスト旭川構想補助金964万5千534円が、デザインギャラリー管理負担金770万円を上回っております。デザインギャラリー管理負担金は、運営主体であります旭川デザイン協議会がギャラリーを運営するのに必要な経費の一部を市が負担しているものであり、利用者からの利用料収入なども含めて、令和6年度のデザインギャラリーの歳出決算額は840万1千594円となっております。一方で、フードフォレスト旭川構想補助金については、構想の立ち上げ年度として単年度で一定の発信効果を得る必要があったことから、新たな地域ブランド創出に向けた広報、イベント、調査、開発経費を集中的、重点的に投入したものであります。

現在は、旭川デザインギャラリーが本市における様々なデザイン活動を創造する拠点施設としての役割を果たしていますことから、デザイン創造都市旭川を支える施設の運営費と、創造的な様々な活動を推進する事業費とのバランスを取りながら、引き続き、デザイン推進を図ってまいります。

○金谷委員 デザインギャラリーの運営費があまりにも低いのではないかというふうに今までも思っていたわけなんですけれども、現在、物価高ということで、上川倉庫さんから借りている賃借料につきましても、これも本来であれば値上げしてくる状況、また光熱費も上がっている、そして、契約の内容がそうなのか分かりませんが、建物の中の改修はギャラリー側で行っていると思うんですよね。普通は持ち主側が行うのではないかと、賃借の場合は、思うんですけれども、そういった内容の中で、運営費はこれまで非常に削減をされ続けているんです。

片や、先ほどお示しいただきました地域おこし協力隊ですか、採用しているということで、この方々、現在2名なんですけれども、お1人当たり500万円ぐらいの費用が出ておりますよね。しかし、ギャラリーのほうは、管理運営の専従の職員の給与は200万円なんですよね。これだけ差があって、さらに、このようにギャラリー運営費が減らされている状況の中で、どこを減らすかっていうと、もう人件費しかないんですよ。その方に我慢していただくしかないんですね。これは、もう、このギャラリーの運営のところの総会でも、会員からもおかしいんじゃないかというところで指摘があったというふうに私は記憶しております。いらっしゃいましたよね、そのときね。そういったこともあります。

運営費は削減され続けていますが、本当にこのままでよいのか、見解をお聞かせください。

○三宮経済部長 先ほど来御答弁申し上げているとおり、旭川デザインギャラリーというのは、本市における様々なデザイン活動を推進する拠点施設として重要な役割を果たしている施設でございます。

委員の御指摘のとおり、ギャラリーという施設を管理運営していくためには、光熱水費やそこに携わる人件費の上昇などで年々厳しくなるということは理解しておりますが、ここは、デザイン活動を活発にすることでデザインギャラリーの稼働率を高め、その結果、利用料の収入を得ていくということが必要だという考えから、地域おこし協力隊を配置したところでございます。そのため、今後も、地域おこし協力隊の活動充実による施設使用料のさらなる増加や、デザインギャラリーで行われている様々なデザイン活動を情報発信することで、多くの方々からこの活動が評価されて、デザイン振興基金などの増加にもつなげていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、デザインギャラリーが創造拠点機能をさらに発揮いたしまして、活動の充実がその結果として活動資金を生んでいくという、こういう好循環を生んでいけるように目指してまいりますし、運営主体であります旭川デザイン協議会とも十分に協議をしながら、より効率的な施設運営と創造的なデザイン活動の推進に努めてまいります。

○金谷委員 経済部はおしまいです。

続きまして、次の項目です。

8款5項3目緑地公園費、公園管理費について伺いたいと思います。

令和6年度決算の内容についてお聞かせください。

○和田土木部公園みどり課主幹 8款5項3目緑地公園費のうち、公園管理費の令和6年度決算額につきましては13億6千609万2千322円となっております。

次に、主な事業の内訳につきましては、都市公園の維持管理を行う公園施設維持管理業務指定管理に13億3千779万8千円、児童遊園の維持管理を委託する児童遊園等維持管理業務委託や、その他事務的経費に2千829万4千322円などとなっております。

○金谷委員 それでは、指定管理業務の中で、忠和体育館についてお聞きしたいと思います。

まず、施設概要をお聞かせください。

○和田土木部公園みどり課主幹 忠和体育館は、平成9年6月に設置された延べ床面積3千922平方メートルの施設であり、1階には、体育室のほか、トレーニングマシンを設置しているトレーニングコーナーや研修室、子どもを対象としたプレールームなどがあり、2階には一周142メートルのランニングコースがあり、市民が一年を通して自分の体力に応じてスポーツ、レクリエーションを楽しむ施設として利用されております。

○金谷委員 それでは、この体育館の利用状況について、利用されている種目、また、利用方法や利用者の数をお聞かせください。

○和田土木部公園みどり課主幹 体育室の個人利用種目につきましては、バドミントン、ミニバレー、バスケット、卓球、バウンドテニスなどがあり、午前、午後、夜間の時間枠で種目を入れ替えながら利用いただいております。

利用者数は、体育館全体で令和6年度実績では10万9千892人となっております。

○金谷委員 今お示しいただきました種目は、私も卓球の練習で利用させていただくことがあります。住んでいるところは豊岡なんですけれども、その豊岡の方々もかなり忠和体育館まで練習に通っているという状況なんですけれども、市民の利用は10万人を超えているという、今、答弁がありました。

現在、築28年ということなんですけど、利用者の要望はどうなっているのでしょうか、どのように把握しているか、内容をお聞かせください。

○星土木部公園みどり課長 利用者からの意見や要望、苦情などの受付状況ですけれども、体育館のスタッフに直接伝える場合や、体育館に設置している利用者アンケートに記入して提出いただくほか、本市の未来創造ポストやホームページなどを通して意見や要望などが届いております。

内容としましては、多岐にわたっていますが、施設に関する要望として、クーラーや扇風機を設置してほしいという要望のほか、Wi-Fiを設置してほしいなどの要望があります。また、利用状況に関することとしまして、楽しく利用することができたという好意的な意見をいただいている一方、団体で来てコートを占領し、ほかの人になかなか譲らない人がいるといった苦情や、異なる種目でコートを半面ずつ分割して利用する際、混雑具合に偏りがあるので改善すべきといった意見、トレーニング機器を使用していないのに、スマートフォンを見て長時間座っている人がいるなどの苦情が届いております。

○金谷委員 いろいろな使い方をされておりますので、今お示しいただいたような苦情もあるのだなということはよく分かります。

しかし、管理運営側からそこをどこまで申し上げるのか、なかなか難しいかなと思いますけれども、施設の整備については、やはり、要望をしっかりと聞いていく必要があると思いますが、今お示しいただきました、施設利用者のクーラーの設置要望があるという答弁がありました。

この要望に対してどのように考えているのか、お聞かせください。

○富岡土木部長 忠和体育館へのエアコンの設置についてでございますけれども、今年の夏も、昨年と同様に、全国各地で40度を超える、そういった猛暑となりまして、7月には道内各地に熱中症警戒アラートが発令されるなど、本市も記録的な猛暑に見舞われておりまして、利用者や体育館

に勤務する職員の健康にも関わるということでもありますので、喫緊に対応を要する課題の一つであると認識をしております。

現在、忠和体育館で使用している照明ランプが数年以内に生産中止になる、そういった可能性が高いということで、照明のLED化、これを優先して進めておりました、エアコンの整備は今後の課題となりますけれども、当該施設は規模が大きくて多額の費用が必要となるということでございますので、施設の利用状況、またその整備方法、こういった整備方法がいいのかということも含めて、有利な財源なども調査するなど、整備に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○金谷委員 体育館の照明がなくなってしまうと困りますよね。今現在はLED化を優先して直しているということですが、今後について、エアコンも検討していきたいという御答弁をいただきましたので、使用者の要望として、ほかの市有施設も、様々、要望がある中なので、なかなかその優先順位があると思いますけれども、ぜひ御検討を願いたいと思います。

これで、土木部は終了いたします。

さて、次の項目です。

予備費の充用について、10款6項1目保健体育総務費、この予備費は何に使いましたか、お聞かせください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 予備費の充用先でございますが、北口榛花選手凱旋パレード実行委員会へ負担金を支出する目的といたしまして、スポーツ大会等誘致推進費に充用したところでございます。

○金谷委員 これは北口さんのパレードに使ったということなんですかけれども、この決算内容についてお聞かせください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 パレードの決算でございますが、総事業費が1千936万302円で、まず、歳入の内訳といたしましては、旭川市からの負担金が1千336万3千130円、協賛金が250万5千円、募金が49万337円、北海道からの補助金が300万円、利息収入が1千835円となっております。

次に、歳出の内訳でございますが、委託料が1千843万7千325円、消耗印刷費が57万8千147円、報償費が19万9千円、租税公課等で14万5千830円となったところでございます。

○金谷委員 お示しいただいた事業、費用については、たしか、パレードをやるということをおっしゃった折、クラウドファンディングでこれを賄うのだというふうに市民は聞いていたと思うんですよね。

それでは、今お示しいただきました中でのクラウドファンディングでの目標額、それに対して、実績について改めてお聞かせください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 クラウドファンディングの目標額と実績でございます。

財源の確保とパレードのPRを目的に、ふるさとチョイスガバメントクラウドファンディングとJALふるさとクラウドファンディングの各サイトで募集した結果、目標額1千万円に対し、384件、559万24円の御支援をいただき、返礼品等の必要経費を除いた307万4千514円を負担金の特定財源としたところでございます。

○金谷委員 300万円くらいがクラウドファンディングで、実質、使えたのだという答弁です。

それでは、目標を下回ったのはなぜか、理由をお聞かせください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 北口選手のメダル獲得からパレードの開催までの期間が短く、結果として、クラウドファンディングについても募集期間が令和6年9月10日から10月12日の33日間と短期間であったことが、目標を達成できなかった理由の一つと考えてございます。

○金谷委員 短期間だったということが理由だというふうに今お聞きをいたしました。

そもそもが1千万円を目標で始めた事業だとして、これが、実際には今お聞きしたような1千900万円にも上る事業費となったんですね。これの内訳について、まずお聞かせください。

○山内観光スポーツ部スポーツ推進課施設管理・合宿担当課長 事業費のうち、最も多額だったのは委託料の1千843万7千325円ですが、その主な積算の内訳について申し上げますと、雑踏警備員をはじめとする警備業務人件費などで約453万円、パレード動線と観客を分離するフェンスの設置等に係る費用で約419万円、その他運営スタッフの人件費などで約100万円となっております。

積算では、警備に係る経費に多くが占められておりますが、パレードの実施に当たっては、安全に行うために必要な人員や設備について警察と事前協議を重ねてきたところでございまして、その結果、これらの経費が必要になったところでございます。

○金谷委員 1千900万円にも上る事業費となった。1千万円を目標にお金を集めるのは300万円にとどまった。

さて、そのパレードですけれども、時間は僅か30分とお聞きをしております。それでは、この30分、僅か30分に1千900万円をかけたということなんですね。

いきなりこういった形で予備費を使っていくということはどうなんだろうというふうに思うのですが、これからもスポーツでは考えられるのかなあとということで、この部分について、同じようにまたこれからも予備費を使っていくということなのか、考え方があるのか、お聞かせください。

○菅原観光スポーツ部長 今後の予備費を使ったスポーツ選手等のパレード等の実施であります。現時点において明確な基準はお示しすることはできませんが、パリオリンピックで北口選手が成し遂げた偉業と同等であり、本市のみならず、日本全国にとっても喜ばしいものと多くの方が認めるようなものであれば、今後も予備費を使った開催を検討する場合があると考えております。

このたびのパレードの実施に当たりましては、予備費総額5千万円のうち、800万円を充用させていただいたところでありますが、委員の御指摘のとおり、予備費も限りがございますし、あらかじめ予算案として議会にお示しすることが、手続上、最も適切な方法と考えますが、実施の有無が不確定であるという事業の性質上、充用額は、担当部局と協議の上とはなりますが、予備費による執行が一定程度必要と考えております。

○金谷委員 予備費なので予算が初めにあったわけではないので、そうなりますと、かかったらかかっただけでいいやではないんですけれども、予定よりもどんどん多くかかっていくことが想像されるというふうに思うんですね。

今回も、クラウドファンディングが目標額を下回った、その理由については期間が短過ぎたということなんですから、そういったところも含めて、この企画そのものに未熟さがあったので

はないかというふうに考えるわけです。

このクラウドファンディングの期間については、しっかり目標額が上がるように設定をし、やっ
ていくとしたら、予備費は半減できたと思うんですけども、ただ、本当に期間が短かったのが理
由なのかどうか、私はちょっと疑問を持っているんですね。そういうことではなかったのではない
かと思っておりませんが、これらについて見解をお聞かせいただきたいと思います。

○菅原観光スポーツ部長 北口選手がパリオリンピックで金メダルを獲得したのが8月11日の深
夜で、パレードの開催日は10月13日であり、準備期間はおよそ2か月と、タイトなスケジュ
ールで開催にこぎ着けたところであります。

委員の御指摘のとおり、十分な準備期間を確保できればクラウドファンディングの周知期間も長
く取れましたので、一般財源からの支出はある程度抑えられた可能性はございます。しかしなが
ら、これまで御答弁させていただいたパレード開催の目的を達成し、最大限の効果を得るため
には、できるだけ早く開催することが重要であると考えたところであります。

また、クラウドファンディングでの目標額は、結果として未達とはなりましたが、パレードの事
業趣旨を御理解いただき、多くの企業から協賛をいただくなど、財源の確保についても短い期間
の中で可能な限り取り組んだものと認識しておりますので、御理解をいただきたいというふう
に存じます。

○金谷委員 今の御答弁もお聞きした上で、決算の判断としたいと思います。

それでは、この項目は終わりますので、観光スポーツ部の関係は以上になります。

続きまして、8款1項3目建築指導費、空家等総合対策費についてお聞きいたします。

事業概要、内容についてお聞かせください。

○酒井建築部建築指導課長 令和6年度空家等総合対策費につきましては、不良空き家住宅の除却
に要する費用の一部を補助したほか、所有者不在の空き家等に対する財産清算人の選任申立て、倒
壊等の危険性がある空き家等の解体に伴う緊急安全措置、空家等対策協議会を開催したことなど
により、予算現額401万2千円に対し、決算額は326万9千688円となっております。

○金谷委員 空家等対策計画、これを自治体はつくるということだったと思います。策定状況につ
いてお聞かせください。

○酒井建築部建築指導課長 空家等対策の推進に関する特別措置法の施行を受け、平成29年3月
に旭川市空家等対策計画を策定したところであり、現計画は令和4年に改定したものとなってござ
います。

○金谷委員 空家特措法の中で定められている住民等からの空家等に関する相談への対応に関する
事項、この部分ですね、非常に大事だと思っております。定めることとなっておりますが、市の計画
ではどのように記載されていますか、また、条例において位置づけはどのようになっているのか、お聞か
せください。

○酒井建築部建築指導課長 市民や町内会等からは、周辺に悪影響を及ぼしている空き家に関する
相談を数多くいただいております。こうした空き家につきましては、まず、所有者に対し、空家特
措法に基づく助言や指導を行い、改善が見られない場合は勧告、命令等の措置を講じるといったこ
とを計画に記載しているほか、所有者が存在しない、または所有者が不明の場合には、相続財産管
理人、これは、現制度では相続財産清算人となりますが、こうした人の申立てとといった法的な手続

を進めることや、除却費用の一部補助によって所有者による除却を促す取組などを計画に記載しております。

一方、条例においては、空き家の所有者等から相談が寄せられた場合には情報提供など必要な支援を行う旨を規定しておりますが、町内会や付近住民等から相談が寄せられた場合の規定は、特段、位置づけはございません。

○**金谷委員** 特段、法では規定されていない。市民からの相談というのは、やっぱり、空き家のごみ問題というところも大きいと。もちろん、老朽化で危ない、危険だというところは、今、市としても対応をし始めているところということは分かりますが、このごみなどに関する相談、どのくらい寄せられているのか、5年間の推移をお聞かせください。

○**酒井建築部建築指導課長** ごみ単独での相談件数は集計しておりませんので、ごみや臭いなど衛生に係る相談件数としてお答えしますと、令和2年度は24件、令和3年度は19件、令和4年度は7件、令和5年度は11件、令和6年度は16件となっております。

○**金谷委員** お示しいただきました昨年のお問合せの中に、私も受けたものがございました。敷地内にごみが放置されて、町内で、隣地の方を含めて、皆、非常に困っているという豊岡の空き家の件です。

市の対応状況をお聞かせください。

○**酒井建築部建築指導課長** 当該空き家につきましては、令和4年の2月及び4月に町内会から相談を受け、現地確認と所有者調査を行い、是正を要請してまいりました。その後、令和6年10月に所有者が変更され、札幌に居住しているという事実を市でも把握したところですが、積雪期を迎え、雪がある状況では所有者において物品の放置状況を確認することが難しいであろうことや、市においても是正されたかどうかの確認が難しいことから、雪解け後に指導を行うこととしたところでは。

今年3月には、同じ所有者が市内に所有する別の空き家で落雪事案が発生したことから、適正管理を要請したところ、その所有者から応答があり、本件についても併せて管理を要請したところでございます。

現場では、物品の増減が見られ、作業の痕跡が確認されておりますが、根本的な解決には至っていない状況でございます。

○**金谷委員** この場合、解決策がないのか、市はこうした空き家に対してどう対応するのか、お聞かせください。

○**酒井建築部建築指導課長** 空家特措法や条例による措置は、危険性の高い空き家に対するもので、物品の放置に対する適用というのは想定しておりません。根本的な解決方法といったものはなため、所有者等に助言や指導を繰り返し行うこととなります。

○**金谷委員** この空き家に限らず、本来、所有者が適切な管理をしなければいけないわけですが、それを怠っているケースですよね。周辺に悪影響を与え続けるということになります。

市としてどのように対応していくのか、お聞かせください。

○**酒井建築部建築指導課長** 空家特措法では、空き家等の所有者に対し、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理に努めるよう規定しており、一義的には、空き家等の所有者等が自らの責任により適切に空き家等を維持管理していただく必要があります。

市としましては、所有者に対して空き家の適切な維持管理について助言や指導を粘り強く行い、所有者による自発的な措置を促すことで、周辺に悪影響を与えるような空き家の減少に向けて取り組んでまいります。

○金谷委員 このままでは、いつまでもこのごみは放置されたままっていうことなんですよね。今の御答弁では、市は、指導を粘り強く行い、自発的に所有者がきれいにしてくれることを指導していくっていうことなんですけども、現実問題、私にこの件が情報としてもたらされたのは昨年ですよ。ただ、その2年前からもう市に相談があったということでありました。

所有者は把握しているんですね、市はね。こういったケース、町内では非常に困っております。そのままの状態に置いておくというのは非常に厳しいわけなんです。こういったときに何かできることはないのかなっていうことを考えているところなんですけれども、例えば、町内会や市民ボランティアが、自発的に、その周りを、燃やせるごみと燃やせないごみに分けて、ごみ袋に入れてごみに出していくみたいなことできれいにしていくということは、これはできないことでもないんですよ、実はね。

ただ、所有者のほうは、特に、ここの内容につきましては、所有者が札幌ということなので、しょっちゅうこちらにいらしているわけでもありませんし、全く、自分が住んでいる家でもありませんよね。そうすると、無関心にならざるを得ないってのも理解できますし、もともとごみがあったのが問題なんですけれども、それが理由でほかの誰だか分からない人がまたごみを置いていくという状況も見受けられるとしたら、所有者もそれを自分が有料で片づける気にもなれないってのも、一部、理解はできるんですよ。

そういうような中で、何とか、所有者を知っているわけですので、市が間に入って地域との間を取り持つ、そして、これを解決に向かわせるということではできないことではないのではないか、そのように考えますが、市の見解をお聞かせください。

○岡田建築部長 今回の豊岡のような案件につきましては、町内会などが地域の美化の活動の一環として清掃あるいはごみ処分を行うということにつきましては、所有者の同意がある場合につきましては差し支えないと考えております。

また、市として間に入って対応してもらえないかということにつきましては、助言、指導の過程で町内会の意向をまず所有者にお伝えすると。所有者のほうも、ちょっと話を聞いてみたいという姿勢がございましたら、お互い、連絡を取り合って協議をしていただくような、連絡先の交換ですとか、そういったことで地域と所有者との間の円滑な協議などにつながられるような役割は担っていけるものと考えております。

○金谷委員 お願いします。本当に困っておりますので、何とか解決できるように、できることはやっていたきたいと思います。

それでは、建築指導課はおしまいになります。

それで、委員長、あと20分に来ているんですけど、最後の項目、ちょっと長くて、26回ぐらいやり取りがあるんですよ。委員長にお任せします。

○高橋ひでとし委員長 じゃ、今の時点で休憩に入りたいと思います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時44分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○金谷委員 それでは、私、後半最後の項目、農業センターについて伺っていききたいと思います。

すみません、委員長、26回、間違っていました。ちょっと計算が違って、18回です。ごめんなさい。ですので、もうちょっと短くなると思います。

それでは、6款1項4目の農業センター管理費について伺ってまいります。

農業センター、いわゆる、私たちは花菜里ランドと申し上げておりますが、ここで行っている試験研究について伺いたいと思います。

取組内容、概要について、まず、お示してください。

○細矢農業センター所長 農業センターでは、主に園芸作物を対象としまして、地域の基幹品種を選定するための品種比較試験や、気候変動に対応した新たな作物の導入、資材に関する試験など、市内の生産現場のニーズに即した試験を行い、その結果を普及しております。

令和6年度は、サヤインゲンなどの品種比較試験やブロッコリーの栽培法試験など、13課題の試験を行いました。試験結果については、旭川青果物生産出荷協議会会員などへの試験成績書概要版の配付、ホームページでの公開、栽培研修会における紹介、栽培マニュアルの配付、試験成績発表会の開催などを通じて普及しております。

○金谷委員 今お示しいただきました13課題について試験研究を令和6年度は行ったということですが、では、この試験課題に対して何を試験研究するのか、それについてのニーズをどのように把握し、課題を決めているのか、伺います。

○細矢農業センター所長 野菜や花卉の生産者が組織する旭川青果物生産出荷協議会には品目別の部会が組織されていますが、基幹品種とは、旭川の気候条件における栽培の安定性、収量性や品質が優れた品種を部会として選定し、栽培に取り組むことにより、安定的な生産供給を図るものであります。

農業センターでは、各部会のニーズに基づきまして、種苗メーカーが販売する数多くの品種の中から有望なものを絞り込んで品種比較試験を行い、その結果は部会の基幹品種選定の資料として活用されています。品種比較試験を含め、試験課題の決定に当たっては、出荷協議会や農協などの関係機関及び個々の生産者からの聞き取りを基に、ニーズを把握し、試験を行う必要性や内容について検討した後、上川農業改良普及センターなどとの協議を経て決定しております。

○金谷委員 主に協議会や農協というところの団体さんのニーズが中心かなというふうにお聞きをいたします。

それでは、個人の農家さん、そういったところに対しての考えがあればお聞かせください。

○細矢農業センター所長 農業センターが試験課題としている園芸作物の生産者のほとんどが、旭川青果物生産出荷協議会のいずれかの品目部会に所属されていることから、それらの課題に対応することによって地域の課題解決につながるものと考えておりますが、新たな作物や栽培法の導入に関する試験など、部会が組織されていない品目についても試験を行っており、部会に所属していらっしゃる方々の個別の問合せや見学もお受けしております。

○金谷委員 対応は個人の農家さんにもできているよということで、安心をいたしました。

さて、今、非常に関心が高まっております有機栽培、また、新しい栽培として自然栽培というものもございます。これらに関する試験はこれまで取組がないと思っておりますが、実施しないのでしょうか。

○細矢農業センター所長 本市における農業者の大部分が慣行農業を行っていることから、慣行栽培技術に関する試験が中心となっておりますが、過去には有機栽培に関する試験も実施しております。有機物の施用による土づくりや病害虫の発生を予防する技術など、有機栽培に関連する技術は慣行栽培とも共通するものが多く、持続可能な農業において重要と考えておりますことから、今後、試験の実施に当たっては、社会情勢や地域のニーズ、必要性などを検討しながら対応していきたいと考えております。

一方、自然栽培は、外部からの肥料の投入を基本とする慣行栽培や多くの有機栽培と異なっており、土壌にすむ微生物などの働きを利用して作物に必要な栄養分を自律的に供給できる土壌システムをつくり上げることによって、ほぼ無肥料で作物の栽培を可能とする技術です。近年、自然栽培の仕組みに関する研究が進み、徐々に科学的な裏づけがなされてきていますが、技術の体系化が十分に進んでいないことや、市内における試験ニーズなども考慮すると、現状では試験などを実施することは難しいと考えております。

○金谷委員 難しいということで、今のところは理解したいと思っておりますけど、可能性は十分あるかなと思っておりますので、続いて、お聞きいたしますが、農業担い手研修育成費、この部分についての事業、取組内容を伺いたいと思っております。

○細矢農業センター所長 本事業では、次世代を担う農業者の育成、確保のため、本市で新規就農を目指す方に対する就農前研修と、就農後の経営安定化のための技術的なサポートを行い、あわせて、新たに園芸作物の栽培に取り組む農業者に対する技術研修や技術指導を行っております。

新規就農希望者に対する研修内容は、農業センターが北海道認定の研修教育機関として2年間のカリキュラムを組み、主に就農予定地域の指導農家の下で日常的な栽培管理技術を学ぶ実践研修と、農業センターが年8回程度実施する作物栽培、農業経営、農業機械、販売、流通、土づくりなどについて学ぶ専門研修を並行して行っております。新規園芸参入者については、市内だけでなく、連携中枢都市圏の協定を結ぶ8町の希望者も参加可能としており、農業センターが実施する専門研修を受講していただいております。また、本市の新規就農者に対しては、就農後の営農技術支援として継続的な訪問指導や相談対応を行い、園芸参入者に対しても必要に応じて同様の対応を行っております。

令和6年度の決算額は20万2千856円となっております。

○金谷委員 るる事業としては行っていらっしゃるけれども、なかなか決算額は小さな数字だなあというところですね。

さきの質疑でも出ておりました新規就農について、私は、この花菜里ランドでの研修について、その受入れ人数、実際の就農した人数をお聞かせください。

○細矢農業センター所長 令和元年度から北海道認定の研修教育機関として本市に新規就農を希望する方を研修生として受け入れておりますが、令和7年度までに16名の研修生を受け入れまして、そのうち10名の方が就農され、現在も営農されており、4名は現在研修中となっております。

す。さらに、1名は就農後に離農され、1名は研修中止となっております。

○金谷委員 実績として、あまり多いようには見えないというところですね。そういったことについて、受け止めはどうでしょうか。

○細矢農業センター所長 本市の新規就農者受入れの一般的な流れについてですが、農政課が最初の相談窓口として就農相談を受け、その後、複数回の相談によって希望する作目や資金など、就農の実現性に関する聞き取りを行います。次に、聞き取り内容に該当する農協に相談し、希望によっては農業者の下で農作業体験を行い、地域側も就農希望者の適性などを確認し、就農予定地を確保できるかなども考慮した上で、受入れ可能か検討しております。その後、地域の農協や農業委員などで構成するマッチング会議で御意見をいただき、就農の実現性が高いと判断された後に、指導農家を確保し、指導農家、農協、地域の農業委員、農業改良普及センターと旭川市によってサポート体制を整え、合意形成を経て研修開始を決定いたします。

このように、就農実現性を重視した受入れ体制となっておりますことから、就農前研修生は平均して毎年2名程度の受入れとなっております。一方で、少人数での研修でありますことから、営農に必要な技術や知識を習得しやすい環境となっており、就農後も職員が継続的に訪問し、営農技術面でのサポートをしております。

現在のところ、研修を受けた方が着実に就農され、その後の離農が少ないことについては、就農地域や関係機関の御支援に加えて、本事業の取組も貢献しているものと受け止めております。

○金谷委員 なかなかハードルも高いのだなというふうにお聞きいたしました。

私も、1人、道内の農家の方を、旭川で新規就農に入りたいということで、つないでほしいということで御紹介させていただきました。何とか着実な就農実績につなげていただきたいと思います。

次に、土づくり対策支援費、このことについて伺いたいと思いますが、事業についてお聞かせください。

○細矢農業センター所長 土づくり対策支援費は、環境負荷の低減や生産性の維持及び健全な土づくりを推進するため、土壌分析診断を行うとともに、土づくりに関する巡回指導や相談対応、情報発信を行うものです。

令和6年度は、主に農業者の圃場を中心とした土壌分析診断1千546点、土づくりに関する技術指導や相談対応を行うための圃場巡回を52回、土づくりに関する技術情報を広く農業者に発信するニュースレターを4回発行いたしました。

決算額は、664万7千673円となっております。

○金谷委員 かなりの数ということでお聞きいたしました。1千500点を超える土壌を分析したということですね。

具体的内容、また、使用する機器はどのように使われているのか、御説明をお願いいたします。

○細矢農業センター所長 土壌分析診断は、作物の生育に必要な窒素、リン酸、カリなどの肥料成分が土の中にどの程度含まれているのかを分析し、その結果を基に、作物別の施肥の基準に照らし合わせて新たに投入する肥料の量や種類を診断するものです。

農業センターでは、生産者が肥料の設計をする上で必要とするほぼ全ての肥料成分を分析する総合分析と、主に家庭菜園向けの必要最低限の項目のみ分析する一般分析を実施しております。総合

分析では、土壌の性質や肥料成分に関する17項目の分析を行いますが、水田は10項目、野菜は11項目などのように、作目別にそれぞれ必要な項目を組み合わせ分析を行っております。分析項目に応じて、原子吸光光度計、オートアナライザー、分光光度計などの分析機器を使い分けております。

○金谷委員 私も、先日、花菜里ランドに伺って調査させていただき、その機械なども実際に見せていただきました。

市民も、当然、農業者もですが、市民もこれはやっていただけるといことで、そんなに多くの土の量でなくても、持ち込めばやっていただけるといこともお聞きしたところですが、事業効果、また、課題があれば伺いたいと思います。

○細矢農業センター所長 生産者が土壌分析を行う頻度は作物や営農の状況によって異なっていますが、土壌分析に基づいて過不足のない肥料を使うことにより、生産性の維持と肥料コストの抑制、環境負荷を抑えた持続的な農業の実現にもつながることから、今後も本事業の取組を通じて土壌分析の利用促進に努めていくことが重要であると考えております。

また、この事業では、作物の生育不良の原因を特定するため、生産者の圃場を垂直に掘り下げてその断面を調べる土壌断面調査を行っていますが、地下に硬い層があって排水や根の伸長を妨げたり肥料成分が偏って分布しているなどの事例が、就農して間もない方やベテランの方にかかわらず見受けられることから、土壌の物理性改善などの土づくりに関する幅広い提案をしていくことが必要と考えております。

○金谷委員 もう初めて聞くようなお話で、非常に興味深い、本当に詳細な支援というか、助言というか、そういったところにつながっているのがよく分かりました。ぜひ、これは利用を続けていただきたいと思います。

次に、クリーン農業技術試験研究費、これについて、どのような事業であるのか、お示してください。

○細矢農業センター所長 クリーン農産物の生産を推進するために、旭川地域で生産される野菜を対象とした残留農薬分析による栽培防除体系の検証を行い、農薬の適正な使用について、農業者への普及啓発を図ることが主な内容となっております。

令和6年度は、31検体の分析を行い、検証や調査を進めるとともに、農薬の適正な使用に関する啓発活動として、各種研修会における講義や農薬の登録状況に関する資料の作成、農協などを通じた配付を行っており、決算額は94万8千579円となっております。

○金谷委員 この部分、分析について、具体的にどのような機器を使用して行われるのか、御説明ください。

○細矢農業センター所長 栽培防除体系とは、旭川地域で生産される主な野菜の種類ごとに整備され、地域で発生する病害虫に使用できる農薬の種類や使用回数などが記載されており、農業者が参考としているものです。

本事業では、主にこの栽培防除体系の検証と農業者に対する普及啓発を目的とし、部会が組織されている品目や直売所における主要な品目について、営農現場で使用頻度の高い農薬成分を中心とした残留農薬分析を行っております。分析に当たっては、検体から農薬成分を抽出する前処理までを農業センターで行い、その抽出液を、後日、保健所に配置されている高速液体クロマトグラフ質

量分析装置及びガスクロマトグラフ質量分析装置を用いて分析しております。

○金谷委員 保健所に最終的な部分を、分析を任せるというところが分かりました。

分析の検体数がやや少ないように見えます。クリーン農業は進んでいるのでしょうか、どの程度の効果があるのでしょうか、お聞かせください。

○細矢農業センター所長 本事業では、計画的かつ継続的な分析調査を行っており、その結果を栽培防除体系の検証や日常の農薬使用に関する注意などの周知啓発に広く役立てることによって、本市におけるクリーン農業推進の取組の中で農薬残留事故の抑止に対する一定の効果があるものと認識しております。

○金谷委員 一定の効果はあるということですね。

旭川の農作物、特に野菜などはYES! Cleanに登録がかなり割合として多いということで、本当に誇りにしてよいという農政だと思っているんですけども、そういった中で、農薬の分析についてももう少し利用が進むことが本来望ましいのかなと思いますけれども、それは指摘して、次に進みたいと思います。

農業センター管理費ですが、特に、今までは農作物や農業者に対してのいろいろな試験分析などをお聞きしましたがけれども、都市と農村の交流、こういった活動の事業もあるということです。どのような取組なのか、お聞かせください。

○細矢農業センター所長 都市と農村の交流に関する事業では、市民に農業への関心や地域の農産物に対する理解を深めていただくことを目的とした事業を行っており、令和6年度は、野菜の栽培方法などをテーマとした家庭菜園講習会を4講座5回、アイスクリームや豆腐の農産加工体験を4回、また、近年、市内で生産が盛んになっているサツマイモについて深く学ぶ試食付きの講習会を1回開催し、それぞれ参加した方に好評をいただいております。このほか、市民体験農園の運営やホール、農産加工室などの貸出し、花壇や池などのある公園エリアの開放を行っております。

○金谷委員 様々な取組もあると。多く、よく聞くのが、トマトジュースを作り花菜里ランドに行くとか、そういったことも、いろいろ市民の中でお話が出ているところです。

それでは、市民体験農園について、今お話が出ました。貸出し状況、応募の状況についてお聞かせください。

○細矢農業センター所長 市民体験農園は、野菜などの栽培体験を通じて農業への関心や理解を深めていただくことを目的として、毎年、利用者を募集し、5月1日から10月31日までの期間に有料で貸し出しております。

体験農園には、慣行栽培で野菜を育てる16平米の一般区画、96区画と、有機農業や有機農産物に対する理解増進を目的として、令和5年度からの3年間、試験的に設置している32平米の有機栽培体験区画が5区画あり、それぞれ抽せんによって利用者を決定しております。開園期間中は、農業技術指導員による相談対応や体験農園ニュースなどの発行により、野菜づくりを楽しんでいただけるようサポートしております。

一般区画の応募倍率は、令和2年度から6年度までの5年間の平均で1.46倍、有機栽培体験区画は、最大3年間利用できることとしており、応募倍率は3.6倍でありました。

○金谷委員 この市民体験農園、私も、以前、使わせていただきました。子どもが小さいときにジャガイモを作らせていただきまして、非常に豊作だったということで記憶しております。

今お示しいただいたように、普通のほうの農園は1.4倍なんですよね。だけれども、有機のほうは3.6倍と。区画の数も違いますので、何とも、ニーズがどうかというのは難しいところですが、使いたくてもなかなか使えない、当せんしないと申しますか、そういったところがあるんだなということですね。

有機栽培体験区画、これのニーズや利用の状況、利用者の反応など、お聞かせください。

○細矢農業センター所長 有機栽培体験区画では、化学肥料や化学合成農薬を使わないことを条件として、有機肥料などを使った継続的な土づくりを体験していただくため、1区画の面積を一般区画の2倍の32平米として最大3年間使用できるようにしております。5区画に対して18名の応募があり、一定のニーズがあるものと感じております。利用状況は、4区画については3年目まで継続されていますが、1年目で中止された1区画については、再募集により、2年目以降、別の方が使用されております。

利用者に対しては、栽培計画などについての個別相談や肥料の選び方などについて助言を行い、やむを得ず病害虫の防除が必要になった場合は、有機JASで使用が認められている農薬の中からホームセンターで入手しやすいものを紹介しております。

利用者からは、最初は難しい部分もあったが、結果的に生育がよかったですとか、有機農産物を購入する機会が増えたなどの感想をいただいております。

○金谷委員 先ほどは自然栽培に関する試験の取組はない、技術的に今のところは難しいだろうという答弁だったんですが、それでは、こういった市民体験農園の中の区画に、例えば、自然農法などの栽培を試みたいと言う方がいらっしゃった場合に、それはできるようになっているのか、可能なのか、見解をお聞かせください。

○細矢農業センター所長 来年度以降の有機栽培体験区画の実施については、体験農園利用者へのアンケートなどを基に検討しますが、取組の効果として、自ら有機栽培を体験することによって、環境に優しい農産物に対する消費者としての見方が変わり、生活に取り入れようとする行動につながることを期待しており、市内産の有機農産物はまだ少ない状況ですが、長期的に見ると、このような効果によって本市における有機農業の振興にも寄与するものと考えております。

自然農法や不耕起栽培につきましては、今後、農業センターとして情報を収集しながら、利用者が希望される場合は、隣接する区画に迷惑がからず、体験農園の管理上、影響のない範囲において、自然栽培の考えを取り入れた栽培方法や不耕起栽培の体験をしていただくことは可能と考えております。

○金谷委員 可能ということで、非常にうれしい答弁だったと思います。ぜひ、そういったニーズがある可能性が今後出てきますので、対応をお願いしておきたいと思います。

自然農法への展望、可能性について見解をお聞きしたいと思います。

花菜里ランドの土地は非常に広くて、いろいろ試験などもできると思うんですね。見させていただきました。こういったところで、やはり、試験栽培を、ぜひ自然農法の試験栽培をしていただきたいんです。肥料も要らない、農薬も要らないっていう農法なんですよね。

この成功例をつくっていくことができるのではないかと、それを行政としてやっていただきたいとは思いますが、今後、考え方があればお聞かせください。

○林農政部長 農業センターについて、かなり幅広いところから御質疑をいただきました。

農業センターは、御承知のことかと思えますけれども、園芸作物の試験研究、あるいは、土壌、今も質疑にありましたけれども、土壌診断分析ですか、それから新規就農者への研修、こういったことが主な取組になっていますけれども、そこに、今回、有機栽培あるいは自然栽培という横串で全部をつなぎ合わせて御質問いただいたような、そんな受け止め方をしております。

自然栽培については、質疑の中でもお答えさせていただいていますけれども、やはり、その効果、メリットについては十分承知をしております。ですので、いわゆる環境との調和ですとか持続可能性を考えたときには、有機農業のさらに取組を進めた形なのだろうというふうには承知しております。

しかしながら、実際に進めていくとなれば、かなりの時間をかけたりだとか、いろんな工夫をしながら、あるいは、技術的な問題もあるかと思えますけれども、そういったノウハウがしっかりしていないとなかなか難しいということ、それから、一定の基準に基づいて評価をするだとか、いわゆる認証制度だとか、そういったことがまだあるわけではなくて、人によって受け止め方が様々だと思うのですね。ですので、こういったことから、一般化をしているだとか、普及性が高いだとか、そういう状態には残念ながらまだないということから、直ちに具体的に取り組むということは、正直、難しいところもあるとは思っております。

ただ、農業センターについては、私どもの中でもいろいろ話していますけれども、公立の試験研究機関という側面があります。これ、公立で持っている、市立で持っているというのはすごく強みであって、現に、年度末に試験成績の発表会というのを毎年やっていますけれども、かなり多くの関係者の方々、JAですとかホクレンをはじめ、青果物出荷組合連合会だとか、種苗メーカーの方々も集まって、結構大がかりに発表会をやって、すごく関心があるのと、市に対する期待が分かる、そういった場面も実際にあります。

ですので、有機あるいは自然栽培ということだけではなくて、農業センターが、今は試験研究にかなり特化した施設ですけれども、質問の中にもありました市民向け体験農園だとか、そういうことも含めて、もう少し拠点機能を発揮できるような、そんな在り方についてもいろいろと検討しながら、その中で、自然栽培ですとか、そういったものについても時期を見ながら適切な見極めをした上で対応してまいりたい、そういうふう考えております。

○金谷委員 お伝えしておきたいのは、私も、自然農法の講演会というのかな、そういうのに参加させていただいたんですけれどもね、今年、本当に広い会場がいっぱいだったんですよ。そして、その講師の方は、御自身が自然農法をやっていらっしゃるって、その状況を、作物、取れた農作物の状況も写真でよく具体的に見せていただいております。

心配しているような、肥料を使わないから収量が少ないのではないかというような心配を普通はすると思うんですけれども、実際にやってみて、一般的な農業よりもっと多く取れるというところを見せていただいたんですよ。そうなる、軌道に乗ってくれば、本当に肥料も農薬も要らないってことになりますと、本当、お金がかからないってところもあって、可能性は大きいんじゃないかと非常に思いました。

会場からは様々な質問が出ていまして、丁寧に講師の方はお答えになっていらっしゃるけれども、そういった具体例もございますので、そして、あれだけの方が関心を持って詰めかけているということになりますと、もしかしたら反応は大きいかもしれない。ぜひ、花菜里ランドを使っ

て、自然のそういった作物もできるというのを見せていただきたいというふうに思いますので、期待をいたしまして、今日は、本当に農業センターさんのたくさんの事業、よく分かりました。これからもぜひお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○高橋ひでとし委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後3時48分

再開 午後3時51分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○皆川委員 公明党、皆川です。どうぞよろしく願います。

今回は、後半は2つの事業についてお聞きをしていきます。

初めに、経済部のほうに聞いていきますね。

まず初めに、本年の第1回臨時会において補正予算で実施されました、7款1項1目の貨物自動車運送事業者支援金について伺っていききたいと思います。

近年、燃料費のまた高騰だったり、物価上昇という、そういう影響によりまして、車両価格であったり、またタイヤなど、車両資材の価格について高騰が続いて、物流を支えるトラック運送事業者の経営というのは一段と厳しさを増しているところであります。

そこで、こうした状況下で実施された本事業について、まずは、事業概要、そして決算額、あわせて、財源についてお示しをいただきたいと思います。

○小松経済部経済交流課主幹 事業概要でございますが、市内に本店または営業所を有する中小企業者及び個人事業主で、貨物自動車運送事業法に定める一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業を営業しており、今後も事業を継続する意思のある事業者に対して、一般貨物自動車及び特定貨物自動車は1台につき2万円、貨物軽自動車は1台につき1万円、1事業者当たり100万円を上限として支援金を給付したもので、令和6年度の決算額は4千667万140円となっており、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して実施いたしました。

なお、本事業は、より多くの事業者に申請していただけるよう、申請期間を令和7年2月3日から令和7年4月30日までの3か月間確保したことから、令和6年度決算の対象は3月中に申請手続が完了した分となっており、4月以降に完了したものにつきましては令和7年度予算からの執行となっております。

これに伴う令和7年度への繰越額は3千689万7千860円となります。

○皆川委員 今回の事業というのは、地域の物流を支える貨物自動車運送事業者の経営支援を目的として実施されたというふうに承知はしておりますけども、数ある業種の中からなぜ貨物自動車運送事業者を対象として支援金事業を実施するに至ったのか、改めて、背景と経緯について伺いたいと思います。

○小松経済部経済交流課主幹 本事業は、燃料と物価高騰の影響を大きく受けています貨物自動車運送事業者の事業継続を支援することにより、本市の経済を支えている物流体制の維持を図ること

を目的として、公益社団法人北海道トラック協会及び一般社団法人旭川地区トラック協会からの要望も踏まえまして、支援内容を検討し、実施したものでございます。

○皆川委員　トラック協会とか、そういう業界団体からの要望も踏まえて、支援内容を検討されて実施したということでありました。

続いて、支援金の対象となる車種及びそれぞれの想定台数について、どのような根拠から設定したのか、伺いたいと思います。

○小松経済部経済交流課主幹　対象となる車種につきましては、トラックやバンのほか、ダンプ、ミキサー車、トレーラーの牽引車となり、想定台数につきましては、旭川運輸支局及び軽自動車検査協会旭川事務所に確認を行いまして、一般貨物自動車は3千600台、特定貨物自動車は10台、貨物軽自動車は900台の合計4千510台としたところでございます。

○皆川委員　本事業は、受付期間が年度をまたいだ形ということで、そういう取扱いとなっているということで、令和6年度給付分と令和7年度の給付分に分けたそれぞれの事業者数、また、給付台数の実績についてお示しいただきたいと思います。

○小松経済部経済交流課主幹　給付実績でございますが、令和7年第1回臨時会で補正予算の議決をいただいた後、令和7年2月3日から4月30日まで受付を行いまして、令和6年度分は251事業者で2千374台、令和7年度分は233事業者で1千247台となり、総数で484事業者、3千621台に対して給付をいたしました。

○皆川委員　こういった支援の到達度を検証するためには、想定台数に対する実績の割合というのを確認することが重要ななと思っております。

そこで、一般貨物自動車、特定貨物自動車、そして貨物軽自動車、それぞれの総給付台数はどの程度となったのでしょうか、また、想定台数から見てどれくらいの給付割合となったのか、お示しいただきたいと思います。

○小松経済部経済交流課主幹　総給付台数でございますが、一般貨物自動車と特定貨物自動車を合わせて3千119台、貨物軽自動車は502台となっておりまして、想定台数における給付割合は、一般貨物自動車と特定貨物自動車を合わせて86.4%、貨物軽自動車は55.8%となっております。

○皆川委員　ただいま御答弁いただきました。提出資料もいただきました。それを見ますと、貨物軽自動車の給付割合が55.8%と、想定台数が900台となっているんですね。それに対して大きく下回って、実際に給付されたのはかなり少ない502台ということになっております。

こうした個人事業者層への情報周知というのが徹底されていなかった可能性もあるんじゃないかなというふうに考えますけども、その原因をどのように分析されているのか、お聞かせください。

○小松経済部経済交流課主幹　一般貨物自動車と特定貨物自動車につきましては、一般社団法人旭川地区トラック協会が会員事業者へ周知いただけたほか、申請の取りまとめをしていただけるなど、申請漏れのないように対応していただいたために給付割合が高まったと考えてございます。一方で、協会に加盟していない事業者ですとか個人事業主に対しては、商工団体などに会員事業者への周知を依頼するほか、広報誌やフリーペーパーでの周知、また、SNS広告なども活用いたしましたが、予算で想定したほどの申請はなかったものと考えております。

なお、想定台数につきましては、旭川陸運支局及び軽自動車検査協会旭川事務所に問い合わせ

算出した台数ではございますが、一般貨物自動車運送事業と特定貨物自動車運送事業は、国土交通大臣の許可が必要でありまして、事業年度ごとに実績報告書等の提出義務があることから実数の把握が可能となっておりますが、貨物軽自動車運送事業は、届出制であるために、旭川陸運支局及び軽自動車検査協会旭川事務所でも実際に稼働している台数の把握が困難であるということが原因ではないかとも考えております。

○皆川委員 軽のほう、そっちのほうに関しては、実際に稼働している台数の把握、なかなか困難だったというお話でありました。

本市では、令和4年度にも燃油価格高騰の影響を受けた貨物自動車運送事業者に対して同様の支援金給付事業を実施しておりますけれども、そこで、令和4年度の事業概要及び給付実績、給付割合についてお示しいただきたいと思います。

○小松経済部経済交流課主幹 令和4年度に実施しました貨物自動車運送事業者支援金ですが、対象とする事業者及び車種は今回と同様になりますけれども、支援金につきましては、一般貨物自動車及び特定貨物自動車は1台につき3万円、貨物軽自動車は1台につき2万円、1事業者当たり150万円を上限として支援金を給付いたしました。

給付実績は417事業者、3千467台であり、想定台数における給付割合は、一般貨物自動車と特定貨物自動車を合わせて85.3%、貨物軽自動車は43.2%となっております。

○皆川委員 今回の支援金は、前回の令和4年度と比較して、支援単価だったり、上限額が引き下げられております。また、給付上限を1事業者当たり100万円と設定してはいますが、特に車両を多く保有する事業者にとってみれば、なかなか、ちょっと、十分とは言えないという声も想定されるかなと思いますけれども、この上限額の設定根拠と見直しの理由について伺いたいと思います。

○住吉経済部経済交流課長 令和4年度につきましては、コロナ禍を踏まえた燃油価格高騰に対する支援策として実施しており、自動車輸送統計月報や給油所、小売価格調査のデータ等から、コロナ禍の令和元年度から令和3年度までの平均とコロナ禍からの回復期である令和4年度の平均を試算し、1か月当たり3万円程度、経費が増額することが分かったことから、このような状況から支援金の額を決定したものでございます。

しかし、燃料油価格の急激な上昇は国の対策により抑えられたものの、その後も依然として高い状況が続き、貨物運送事業者の経営環境は引き続き厳しい状況に置かれていたため、先ほど御答弁いたしました、トラック協会から事業継続のために再び支援を求める要望書の提出を本年1月8日に受けたところです。このため、今回は燃料油価格の上昇額ではなく、同時期に北海道が実施した支援金の算出根拠や、本市が前回実施した支援金額も参考にしながら算出したものでございます。

なお、上限額につきましては、1事業者当たり50台で算定しており、これは令和4年度と同様となっております。

○皆川委員 令和4年度同様ということで、上限額50台で設定をされているということでありました。

御答弁いただいた中にもございましたけれども、同じく、北海道においても同様の支援策が実施をされておりますけれども、この道の事業概要や支援単価のほか、また、対象となる車種の違いなど、本市の支援策との違いについて具体的にお聞かせいただきたいと思います。

○住吉経済部経済交流課長 北海道が実施いたしました支援事業では、対象車両は、本市が対象としている一般貨物自動車及び特定貨物自動車に当たる営業用貨物及び被牽引車としており、支援金額は、営業用貨物が1台当たり1万4千円、被牽引車が1台当たり6千円、1事業者の上限台数は100台となっております。

本市では、駆動装置がない、自走できない被牽引車は対象としておりませんが、支援金額は北海道よりも高い1台当たり2万円といたしました。また、本市では、北海道では対象としなかった貨物軽自動車についても対象とし、幅広い事業者の支援を行ったところでございます。

○皆川委員 貨物の軽自動車も本市としては対象にしているということで、そういった意味では、もう、事業者の皆様にとってもよかったのかなと思いますけども、結果としては、令和4年度と比べ、給付台数、給付割合ともに増加しているということではありますが、この要因をどのように分析しているのか、また、今回の事業における改善点や具体的な効果についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○住吉経済部経済交流課長 令和4年度に引き続き、一般社団法人旭川地区トラック協会などの業界団体の御協力を得られたことに加え、一度、同様の事業を実施していることで事業者には制度内容の理解を得やすかったことが挙げられます。

また、前回の実施内容を踏まえ、今回は主に3つの点について拡充いたしました。1点目は、申込期間につきまして、令和4年度は約2か月半のところ、約3か月へ延ばしたこと、2点目は、申込み方法について、令和4年度は郵送による申請のみだったものを、今回は利便性の向上と事業者の負担軽減を図るため、オンライン申請も可としたこと、3点目は、周知に当たって、本市ホームページや広報誌、フリーペーパーに加え、より多くの事業者の目に留まるようSNSやウェブサイト上に広告を掲示するなど、より多くの広報媒体を活用したこと、こうしたことが複合的に合わさり、給付台数や割合が増加したものと考えております。

○皆川委員 前回と比べて、2度目ということなので制度内容の理解を得やすかったということで、申込期間を延ばしたことと広報媒体を活用したことも給付台数や割合が増加したとのことでありました。

また、利便性向上の観点からオンライン申請も導入されたと、今、お話がありましたけども、その効果を検証するためにも、申請方法別の利用件数及び申請手段別の件数と割合など、内訳についてお示しいただきたいと思っております。

○住吉経済部経済交流課長 申請の方法の内訳でございますが、オンライン申請が170件、郵送による申請が153件、一般社団法人旭川地区トラック協会を経由したものが121件、窓口において申請を受けたものが40件となっております。オンライン申請が一番多く、全体の約35%となっております。

○皆川委員 オンライン申請、全体の約35%ということでありました。

やっぱり、給付金の入金というのはスピード感が非常に大事なかなと思います。そこで、給付金の交付事務における申請受付から給付までの平均処理期間はどの程度だったのか、また、事務効率やスピード感、書類不備への対応状況など、課題があればお示しいただきたいと思っております。

○住吉経済部経済交流課長 申請の受付から給付までの平均処理期間につきましては、書類等を受け付けた後、審査及び誤りのないよう再度の確認を行い、申請者の口座に入金されるまで平均約3

週間となっております。オンライン申請の導入や記載内容の簡素化等を実施し、なるべく早く給付できるよう取り組みましたが、例えば、A6判サイズの電子車検証の場合、確認に必要な事項が記載されていないため、自動車検査証記載事項の写しを提出いただくこととしておりましたが、こうした書類の添付忘れや記載不備があった場合は、給付まで1か月程度かかってしまうこともございました。

○皆川委員 書類不備がもしなければ3週間ぐらい、オンラインの申請のほうでちょっと手間取って、書類の添付忘れ、また記載不備などがあれば1か月程度かかってしまうということでありました。ただ、今後はもう少しスピード感があってもいいのかなと思います。

それでは、今回の支援に対しまして、この事業を実施したことで、現場の事業者さんとか関係団体から、何か反応とか、評価とか、寄せられていたのか、もしあれば伺いたいと思います。

○住吉経済部経済交流課長 個別の事業者からの感想等はいただいておりませんが、一般社団法人旭川地区トラック協会からは、事業継続のための支援金は大変ありがたかったとの言葉をいただいたところでございます。

○皆川委員 現在も、燃料とか物価高騰の影響は続いております。今回の支援金、大変ありがたいというお話も今ありました。

運送事業者さんは、もう本当に厳しい経営環境に置かれております。物流の停滞や縮小は、もう最終的には消費者にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。安定的な物流体制の維持のためにも、やっぱり、本市として引き続き支援策を講じていく必要があるというふうにも考えますけども、今後の展開に対する本市の考えについてお聞きをしたいと思います。

○住吉経済部経済交流課長 物流は、地域住民の暮らしや経済活動を支える基盤であり、その持続的な確保は大変重要であると認識しております。

他方で、貨物自動車運送事業者が事業を安定的に継続するためには、燃油価格の上昇分やドライバーの労働条件改善などの経費が適切に運賃に転嫁されることや、より効率的な物流体制の構築も必要となってきます。

現在、物流の維持に関して、トラック協会や商工会議所等、関係団体と情報交換を実施しておりますが、今後につきましても、事業者の状況把握に努め、国や北海道の動きも注視してまいりたいと考えております。

○皆川委員 本市の物流を支える貨物運送事業者の皆様は、地域経済と、また市民生活の血流を担う大切な存在でありますので、引き続き、現場の声に基づいて、実効性ある支援と、また、周知、手続、またさらなる改善を要望しまして、経済部への質問はこれで終わりたいと思います。

続きまして、土木部のほうに、今度は8款2項3目の雪対策費について伺っていききたいというふうに思います。

まずは、この厳しい寒さの中で、昼夜を問わず除雪作業に当たってくださっている関係者の皆様には、本当に心から感謝を申し上げたいというふうに思っております。

本市における雪対策は、市民生活や、もう本当に経済活動を支える上で欠かすことのできない、極めて重要な事業の一つであるというふうに認識しているところであります。特に、冬期間においては、安全で快適な生活環境の確保はもちろんのこと、道路交通や物流、そして、地域経済の維持にも直結する極めて重要な分野であります。

一方で、年々、オペレーターの高齢化でありましたり人手不足が課題となる中で、効率的で持続可能な除雪体制をどのように確保していくのか、そういうことが問われているところでもあります。

それでは、最初に、決算額と事業概要、また、その内訳についてお示しいただきたいと思います。

○石持土木部雪対策課長 令和6年度の雪対策費の決算額は6千537万5千874円となっており、主な事業概要と内訳につきましては、除雪車両の購入費として4千152万5千円、除雪車両等運転免許取得費助成が197万9千円、除雪DXの推進に要した費用が1千69万5千円、雪堆積場の整備、拡張に要した費用が594万7千円、広報プロモーションの実施が367万4千円となっております。

○皆川委員 近年、各分野で、デジタルトランスフォーメーション、DXが進む中、除雪分野においても、人手不足や業務効率化への対応としてこのDXの推進が大変重要になっているというふうにも感じております。

その中でも、ただいま御説明いただきました雪対策費の内訳にありましたけども、除雪DXの取組のその部分について、今回は少し詳しくお聞きをしていきたいというふうに思います。

それでは、令和6年度の除雪DXの取組状況についてお示してください。

○石持土木部雪対策課長 除雪DXの取組について、令和6年度は、郊外路線のパトロール業務の省力化や除雪の出動判断の効率化を図るため、現地に積雪センサーやカメラを設置し、遠隔地でも気温や積雪状況などの確認ができる積雪状況監視・通報システムを構築し、西神楽地区の旭川空港のアクセス路線1か所で運用を開始しました。また、国のi-Snowの取組の一つであり、吹雪時のカメラ映像を鮮明化してリアルタイムでモニターに表示する技術により除雪作業をサポートする、映像鮮明化装置を郊外路線で作業する除雪トラック3台に増設し、新雪除雪や吹きだまりの解消などに使用したところです。

○皆川委員 今、御答弁の中にありましたけども、積雪状況監視・通報システム、そのことについてですけども、現地の積雪や気温を遠隔で確認できるというのは非常に先進的で実用的な仕組みでありまして、大変注目すべき取組だなというふうにも感じております。

この積雪状況監視・通報システムの具体的な仕組みや機能、また運用体制など、詳細についてお示しいただきたいと思います。

○石持土木部雪対策課長 積雪状況監視・通報システムは、積雪センサー、カメラ、風向・風速センサー、降水量センサー等のIoT機器を観測地点に設置することにより、積雪深、降雪量、気温、風向、平均風速、最大風速、降水量といった気象情報と道路状況の画像を10分間隔で自動的に測定及び撮影し、インターネットを通じてクラウド上にデータが一元化され、パソコンやスマートフォンでシステムにアクセスすることで各地点の最新情報や過去の情報を閲覧できるものです。また、1日5回の定時と、降雪量や風速などが基準値を超えたときにメールで通知する機能も備えており、出動判断等の参考に行っているところです。

○皆川委員 ただいま御説明いただきましたけども、こうした新しい技術というのは、もう実際に現場で活用している除雪企業やオペレーターの方々からの意見だったり評価も、今後の事業展開においては非常に重要な視点になるのかなというふうにも考えます。現場の感覚に合っているかどうか、今後の改良にも大きく影響してくると思います。

この積雪状況監視・通報システムや映像鮮明化装置について、除雪企業やオペレーターの方々からはどのような評価や意見が寄せられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○石持土木部雪対策課長 積雪状況監視・通報システムを導入した地区の除雪企業への聞き取りでは、スマートフォンやパソコンでいつでも現地の積雪状況が確認できることからパトロールの省力化につながったとの御意見を伺っており、利用者アンケートでは除雪業務の効率化が期待できるとの回答が9割以上を占めたことから、省力化や効率化への効果が見込まれるところです。

映像鮮明化装置につきましては、オペレーターへのアンケートでは、車両等が接近したときの警告表示がよい、車両、標識等が見やすくなったとの評価もありましたが、従来とは変わらなかった、分からなかったとの御意見もありました。

本装置は、気象が悪化した際に特に能力を発揮するものであるため、数年間使用していただいた中で御意見を聞き、評価、検証を続けてまいりたいと考えております。

○皆川委員 映像鮮明化装置も、どんなに悪天候であっても、視認性、向上させるというものであるということです。積雪状況監視・通報システムについても、今シーズンの運用を通じて除雪現場の業務効率化・省力化に一定の成果が見られたとすれば、今後、より広い地域での展開も期待される所であります。

一方で、市民からの除雪に関する要望というの、年々、多様化しているのかなというふうにも感じます。

そこで、この積雪状況監視・通報システムの今後の拡大に向けてはどのように検討しているのか、伺いたいと思います。

○石持土木部雪対策課長 今シーズンは、積雪監視システムの運用を郊外全域に拡大するため、新たに12か所追加設置し、業務全体の効率化や除雪センターの負担軽減に取り組んでまいります。

今後につきましては、利用者アンケートでは、除雪センターなど、市街地への機器設置の希望があることから、市街地へのシステム拡大について検討するほか、シーズン後に効果や課題について確認しながら検証を進め、業務の効率化につなげてまいりたいと考えております。

○皆川委員 積雪監視システム、新たに12か所、追加設置されるということでありました。

導入したセンサー類は、気温や降水量など気象観測にも対応しているというふうにも伺っております。せっかく整備されたシステムですので、冬季、冬以外の季節でも有効活用できるのかという点も重要だと思います。

そこで、通年でのこのシステムの運用や活用方法についてお聞かせをいただきたいと思います。

○今井土木事業所主幹 設置している装置は、降雨量や風速など気象状況を計測する機能を有しております。郊外地域にバランスよく配置されることから、夏季における局所的なゲリラ豪雨や突風といった地区ごとに生じる異常気象の把握が可能となることを生かし、シーズンを通じた効果的な土木施設の維持管理に向け、運用を図ってまいります。

○皆川委員 冬だけではなくて、夏の間も効果的な運用ができるということかと思えます。

それでは、次に、除雪車両の購入、更新についてちょっと伺います。

今年度、新たに購入された除雪グレーダーにはどのような特徴があり、安全性やDX対応の観点から新たに追加された機能などがあればお示しいただきたいと思えます。

○石持土木部雪対策課長 令和6年度は除雪グレーダーを1台購入しており、バックモニターが標

準装備となっており、安全性確保に対応したものとなっておりますが、能力や規格については、これまで本市で導入してきた車両と同一のものとなっております。

○皆川委員 新たな除雪グレーダーはバックモニターが標準装備とのことで、今後、除雪車両新規導入の際には、安全性確保にはさらなる対応をお願いしたいなというふうに考えます。

本年1月に、残念ながら、除雪作業中に大変に痛ましい重大な事故も発生をしております。こういった事故を二度と起こさない、また、起こさせないという強い気持ちで、再発防止に向けて安全第一で作業を行うということは何よりも優先すべき基本で、現場の安全管理やこういった装備面の見直しが求められているところであります。

こうした事案を踏まえて、今シーズンにおける再発防止の取組、また、安全対策の強化や現場管理の改善策への取組について伺いたいと思います。

○田中土木事業所長 事故の再発防止の取組につきましては、今シーズンの業務実施に当たりまして、排雪作業時の安全対策に係る仕様書の見直しを行い、現場監視、現場巡視を行う専任の現場担当者の配置や、作業時における標準的な交通誘導警備員の配置強化のほか、作業範囲の明確化のためにのぼりやバリケードなどを設置することで道路利用者への注意喚起を図るなど、現場管理を強化するとともに、入札参加に必要となる除雪グレーダー台数に安全補助装置としてバックモニターとAIによる人感センサーの設置を義務化するなど、安全対策を徹底してまいります。

○皆川委員 事故の再発防止の取組につきましては、もうしっかりと強化をしていただいて、答弁にもありましたけども、安全補助装置、こういった大きい車両ってというのは、本当に、特に死角となって見えない部分というのがあるものですから、やっぱり、こういったバックモニターだったり、AIによる人感センサーってすごくいいなって思いますけども、そういったものの設置の義務化なども、やらなければいけない安全対策についても今後しっかりと進めていただきたいなというふうに思います。

引き続き、除雪車両そのもののDX化について伺いますけども、先ほどもありましたけども、国でも進めているi-Snowというこの取組では、自動化技術の導入や衛星測位を活用した制御など新しい技術が実証段階にありますけども、こうした除雪分野での除雪車両のDX化の現状や、また、本市での導入に向けた課題についてお示しいただきたいと思います。

○石持土木部雪対策課長 北海道開発局が進めるi-Snowの取組では、ロータリー除雪車の投雪作業の自動化への取組を行っており、準天頂衛星みちびきを活用した除雪装置、自動制御つきロータリー除雪車の実働配備が行われているほか、除雪トラックについても、北陸地方整備局が開発した自動化技術を基に、作業装置の自動制御の導入など、主に郊外路線を対象とした取組を進めていると伺っております。

こうした車両の導入は、経験の浅いオペレーターでも運転が可能となるなど、担い手確保の観点から有効な取組ではございますが、導入費用が大変高額と伺っており、市街地での導入実績がないことが課題と認識しております。

○皆川委員 ここまで、除雪DXの取組について、様々、伺ってまいりました。あらゆる分野で人手不足であったり、担い手不足が大きな問題となっております、負担軽減や安全性向上、また、業務の効率化、省力化に向け、DXが進められております。作業装置の自動制御が進めば、今お話にもありましたけども、経験の浅いオペレーターでも運転が可能というお話がありました。こうい

った問題を抱える除雪業務においても例外ではありませんが、だからこそ、これまでの取組を踏まえて、さらにDXを発展、推進していく必要があるというふうにも考えますが、最後に、今後の除雪DX推進に向けた市の考え方と、今後、重点的に取り組んでいく方向性についてお伺いをして、私の質疑を終了したいと思います。

○高橋土木部雪対策担当部長 除雪DXの推進は、委員からも御指摘ありましたが、業務の効率化、省力化や生産性の向上のほか、作業の安全性の向上が図られ、除排雪業務の大きな課題であります人手不足、担い手不足に対する有効な対応策だというふうに考えており、持続可能な除排雪体制の構築につながるものと考えております。

現在、本市と同様に、道内外の自治体において、先ほど答弁させていただきました積雪センサーですとかカメラですとか、そういった除雪DXの取組も進められております。また、民間企業におきましても、いろいろな可能性を探って、様々なアイデアの下、研究や実証実験が行われているところであり、こうした取組が進められると、いろいろなデータが蓄積されて、さらに、そのデータを使うことによって技術が進み、広がって、いろいろ活用できる分野もさらに広がっていくというふうに考えております。このため、市でも、いろいろ情報収集や意見交換を、今、積極的に行っているところでございます。

また、除雪機械のDXに関する情報につきましては、先ほども答弁させていただいたとおり、今、国が先行して行っている状況ではございますが、国、北海道、本市の3者の連携協定に基づく会議の中で情報共有をしているところであり、引き続き、動向を注視しながら、本市に適した除雪DXの推進に取り組んでまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員長 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時28分

再開 午後4時30分

○高橋ひでとし委員長 再開いたします。

御質疑願います。

○能登谷委員 それでは、前半戦は春の小川でさらさらやりましたので、後半戦のほうも、秋はつるべ落としということですから冷え込んできましたので、雪虫も飛んでいるという状況になりましたので、まず、雪対策から伺っていききたいというふうに思います。

雪対策関連の決算の増減について、まず、伺いたいと思います。

令和6年度の雪対策に関わる決算、これは、土木部だけでなく、様々な部署に横断していると思いますので、どのような事業があるのか、合わせて幾らになっているのか、雪対策の全体像をお示しいただきたいと思います。

○今井土木事業所主幹 雪対策に関する事業といたしましては、土木部が所管する事業として、除雪業務や雪堆積場の整備・解体業務を実施する除雪費、河川雪堆積場の測量や解体に係る費用の国や北海道からの受託費用である雪堆積場融雪促進業務受託費、流雪溝や消流雪河川の管理を行う消流雪管理費、維持車両や除雪車両の更新等に要する土木車両購入費、寄附金等、雪対策に関する取組の財源として積立てを行う雪対策基金積立金、雪対策基本計画に基づき雪対策の取組を実施する雪対策費の計6事業がございまして。このほか、建築部が所管する融雪槽などの設置補助を行う住宅

雪対策費、社会福祉部が所管する町内会などが高齢者の間口処理などを実施する高齢者等除雪支援事業費、同じく、高齢者宅の屋根の雪下ろしにかかる費用を助成する高齢者等屋根雪下ろし事業費、高齢者の住宅入り口から道路までの除雪をマッチングした、ボランティアにより実施するファミリーサポートセンター等運営費がございます。

これら計10事業の令和6年度の決算額は、1千円単位で申し上げますと、34億8千92万1千円となっております。

○能登谷委員 資料もいただきましたが、雪対策のこのところの当初予算は約39億円計上されているということが分かります。資料にはありませんが、令和7年度、今年度も39億円を超えていますので、なかなか、39億円時代ということで力が入っているのかなあというふうに思います。

決算で見ると、令和6年度の雪対策の決算は合計で約35億円と、今、伺いました。それでは、雪対策関連の全体の予算と決算の差及び執行割合、この5年間の動向をお示しいただきたいと思います。

○今井土木事業所主幹 過去5年間の雪対策関連事業費の全体の当初予算と決算の差及び当初予算に対する執行割合といたしましては、1千円単位で申し上げますと、令和2年度が4億9千854万2千円の増、執行割合は115.3%、令和3年度が3千239万5千円の減で、執行割合は99%、令和4年度が1千118万8千円の減で、執行割合は99.7%、令和5年度が1億215万9千円の減で、執行割合は97.4%、令和6年度が4億9千600万2千円の減で、執行割合は87.5%となっております。

○能登谷委員 予算と決算で、結構、差が開いているというか、違いが出ています。特に、令和6年度、今の決算は約5億円の減となっておりますので、87.5%と大きな差ですが、その理由をお聞かせください。

○今井土木事業所主幹 予算と決算で差が大きい理由といたしましては、気象状況に伴う除雪費の増減のほか、国からの交付決定額の減によるもの、受託費や基金積立金など、当初見込みとに差異が生じたものでございます。

○能登谷委員 予算と決算の差が出ているということで、降雪量との関係がある部分と、それから固定的な部分と、それぞれあるんでないかなと思いますので、それがどういう内容なのかもお示しいただきたいと思います。

○今井土木事業所主幹 当初予算と決算額に大きな差が生じている主なものは除雪費であります。除雪費のうち、除雪業務につきましては、過去10年の平均降雪量と当該年度の降雪量を比較し、2割以上の増減があった場合、6割までを限度として契約変更の対象としておりますが、近年は変更対象となっておらず、固定的な業務として位置づけられているものとなっております。

一方、排雪業務につきましては、排雪量の出来高に応じて契約変更することとしておりますが、その年々の気象状況の影響を受けて大きく変動する状況となっております。

○能登谷委員 補正のときにも聞かせてもらったんですが、私たちは、むしろ、除雪費が2割以上変化があるときは増減があるけれども、排雪業務のほうは出来高で、どちらもそんなに差がないのかなと思っていたんですが、意外と、これで見ると大きな変化があるということなんですね。

除雪業務の契約変更は近年はないということなのですが、なのに、令和6年度は87.5%、これは排雪業務の影響が大きかったということなのでしょうか。

各年度の降雪量と決算額の増減との関係がどうなっているのかも伺いたと思います。

○田中土木事業所長 令和2年度から令和6年度の初雪から3月末までの降雪量と決算額は、1千円単位で申し上げますと、令和2年度が降雪量528センチメートル、決算額が37億6千113万1千円、令和3年度が同様に418センチメートル、決算額32億9千340万5千円、令和4年度が385センチメートルの降雪、決算額が38億6千818万6千円、令和5年度が降雪量485センチメートル、決算額が38億1千362万7千円、令和6年度が降雪量453センチメートル、決算額が34億8千92万1千円となっております。

決算額の増減と降雪量の大小、必ずしも一致しておりませんが、近年は特に雪の降り方や気温の影響によりまして排雪量の変動が大きくなっておりまして、気象状況がその年々の決算額に影響を与える傾向にあると考えているところでございます。

○能登谷委員 令和2年度、3年度と、4年度からは変わるというのは、何となく、何となくというか、分かるんですよね。それまでは追加で補正していくというやり方だったのが、当初からどんと積むという方式に変わっていますので、それは違うかなと思うんですが、それにしても、雪の量と決算額の、もう少し何か、一定の傾向があるかなと思いますが、そうでもないということなんですよね。なので、ここはそれで終わりますけれど、除排雪の契約についてもちょっと聞いていきたいと思うんですよね。

補正でも議論したんですが、市民から見ると、雪が少ないのに必死に削って出来高払いの排雪で稼いでいるように見える、それから、事業者から見ると、人も機械もそろえているのに雪が少ないからといって減額されるのは困る、そして、市から見ると、雪が少なくても雪対策費はどんどん増えていく、これ、お互いに不幸な方式ではないのかということをご指摘させていただきました。

その続きみたいなものなんですが、それで、市民から見ても、業者から見ても、市の財政から見ても、透明性のある分かりやすい契約方式であるべきだと思うんですが、その点での課題整理が今後必要なのではないかと思うんですが、見解を伺いたと思います。

○田中土木事業所長 除排雪業務の設計につきましては、除雪業務は、降雪量により変更要素はあるものの、固定的経費として計上してございまして、排雪業務につきましては、排雪量の出来高に応じて契約変更することとしているところでございます。

除排雪業務は、気象状況と関係なく、シーズンを通して人や機械の確保が必要でございまして、近年の気象状況は、従前より少雪暖冬傾向がより増している中、持続的な除排雪体制の確保のため、本年度、待機費用を含めた最低補償制度の見直しを行ったところでございます。今後におきましても、除雪の企業が、雪の状況によらず、より安心して除排雪作業に携わっていただけるよう、国やほかの自治体の動向も注視しながら制度の検討をしてみたいと思います。

○能登谷委員 夏場の土木事業の需要はどうなっているのかなということも伺いたと思うんですが、これも、今回の補正で、道路、側溝に対する予算、追加したと思いますけれども——合計だったか、合計でないか、たしかね。必要な仕事はどれぐらいあるのか、そして、それに対して計画的に事業執行がされているのか、それぞれ伺いたと思います。

○時田土木部次長 道路、側溝などの生活道路整備につきましては、主に未改良の道路を対象に進

めており、市道約2千145キロのうち、約2割に当たります462キロが未改良の道路となっております。

損傷の度合いや地域からの要望を踏まえ、順次、整備を進めておりますが、市民の皆様から毎年多くの要望が寄せられておまして、整備を待つ路線は274キロに及んでおります。優先度の高い路線を選定し、計画的に整備を行い、年間で10キロ程度、整備を進めておりますが、整備完了までには多くの時間を要する状況でありますので、今後も限られた予算の中で着実に整備を進めていかなければならないと考えております。

○能登谷委員 整備を待つ路線が274キロある、そのうち、整備を行うのは年間10キロだということですか。

今のペースのままですと、毎年増える要望との関係では、整備を待つ路線が減らないのではないのでしょうか。

○時田土木部次長 令和6年度の要望実績で申し上げますと、新規の要望は約6キロとなっておりますので、少しずつではありますが、整備を待つ路線は減少しております。

現在の要望路線の延長274キロの対応だけでも、要望路線の整備完了までには27年かかる計算になりますが、整備手法の工夫などによりコストの縮減をするなど、少しでも早く要望に応えられるよう整備を進めてまいります。

○能登谷委員 少しずつ減ると言っても、年に4キロしか減らないんだから、相当かかりますよね。なので、決して胸を張れる状況ではないのではないかなあと思うんですね。

なぜ、それを聞いているかということ、夏場の土木の需要が相当あるということですよ。だから、年間を通しての土木事業のコントロールの中で、冬季の状況を踏まえた除雪企業への夏季の業務や工事の発注などが必要ではないかと考えているのですが、それに対する認識もお聞かせください。

○石持土木部雪対策課長 建設業を取り巻く環境は厳しさを増しておりますが、中でも、除雪企業は、オペレーターの高齢化や担い手不足のほか、不規則な勤務形態など、さらに厳しい状況と認識しております。

これまで、除雪企業の経営体力の強化への取組として、平成26年度から、年間を通じた安定的な雇用や経営基盤の強化につなげるため、冬の総合除雪業務に春の雪堆積場解体業務の一部や草刈り業務などを加え、通年の業務委託として発注を行っております。また、令和2年度からは、除雪業務の実績を加点要素とする地域貢献特別簡易型総合評価一般競争入札による工事の発注を実施しているところであります。

除排雪業務は、市民生活を支える重要な事業であると考えておりますので、工事などの発注における多くの企業の受注機会を確保するという視点を考慮しながら、企業の除雪業務への参入意欲を高め、安心して携わっていただけるような取組について検討する必要があると認識しております。

○能登谷委員 最後、雪対策基本計画の見直しの方向性についても伺いたいと思います。

これも補正予算でも議論したんですが、ざくざく路面とか圧雪管理方式ではもうなかなか難しくなっているということも、そのときの答弁であったと思うんですね。それで、気候変動に対応した除雪方式の転換が必要ではないかということも指摘させていただきましたが、これにはどんな課題があると捉えているのか、伺いたいと思うんですね。

あわせて、今年度もどう取り組んでいくのかも含めてお示しいただきたいと思います。

○石持土木部雪対策課長 圧雪管理は、積雪寒冷地である本市の気候特性を生かし、道路上に雪を圧雪状態で堆積することにより、道路脇の雪山を少しでも軽減し、排雪量を抑制するなど、作業の効率性と経費の両面で効果があるものとして採用している手法ですが、近年の温暖化傾向など、気候変動に伴い、ざくざく路面の発生による交通への影響がより大きくなっております。

ざくざく路面対策として圧雪厚を薄く管理する場合には、道路の幅員の狭小化や交差点の雪山の増大が見込まれることのほか、除雪出動回数が大幅に増加することにより、根本的な道路状況を解消する排雪作業に遅れが生じるなど、現状の除排雪体制での対応が難しくなることが課題と認識しております。

こうした課題も踏まえ、本年度は、初冬期に生活道路の圧雪を削り取る雪割り作業を試行的に行い、圧雪を薄く管理するなど、予防的な対応を強化し、ざくざく路面の発生抑制や発生時の早期改善を図る取組を進め、効果と課題を検証しながら、引き続き路面管理手法の在り方について検討してまいります。

○能登谷委員 この部分はこれで終わりたいと思います。

もう1項目あるんですが、これは、やり始めると50～60分かかるかもしれないと思っていますので、できれば区切りをつけていただければありがたいなと思っています。

○高橋ひでとし委員長 それでは、本日の分科会は、以上で終わりたいと思います。

なお、明日午前10時から、本日に引き続き分科会を開きますので、定刻までに御参集願います。

本日の分科会は、これで散会いたします。

散会 午後4時47分